

第九十四回国会 農林水産委員会 議 録 第 六 号

昭和五十六年三月二十六日(木曜日)

午前十時三十一分開議

出席委員

委員長 田邊 國男君

理事 菊池福治郎君 理事 津島 雄二君

理事 羽田 孜君 理事 福島 讓二君

理事 新盛 辰雄君 理事 松沢 俊昭君

理事 武田 一夫君 理事 稲富 稜人君

理事 逢沢 英雄君 理事 上草 義輝君

理事 小里 貞利君 理事 龜井 善之君

理事 川田 正則君 理事 岸田 文武君

理事 北村 博君 理事 北村 義和君

理事 近藤 元次君 理事 菅波 茂君

理事 田名部匡省君 理事 高橋 辰夫君

理事 玉沢徳一郎君 理事 保利 耕輔君

理事 三池 信君 理事 渡辺 省一君

理事 串原 義直君 理事 島田 琢郎君

理事 田中 恒利君 理事 竹内 猛君

理事 安井 吉典君 理事 吉浦 忠治君

理事 神田 厚君 理事 近藤 豊君

理事 林 百郎君 理事 木村 守男君

出席國務大臣

農林水産大臣 亀岡 高夫君

出席政府委員

農林水産大臣官 渡邊 五郎君

農林水産大臣官 高畑 三夫君

農林水産大臣官 房審議官 松浦 昭君

農林水産省經濟局長 二瓶 博君

農林水産省農藝局長 川嶋 良一君

農林水産技術會議事務局長 松本 作衛君

食糧庁長官 内田 文夫君

委員外の出席者

警察庁刑事局保安課長 安部保安課長

第一類第八号

農林水産委員会議録第六号 昭和五十六年三月二十六日

外務省經濟局國際機關第一課長 池田 右二君
大藏省關稅局國際第二課長 吉川 共治君
厚生省兒童家庭局長 北郷 勲夫君
農林水産大臣官房審議官 井上 喜一君
農林水産省經濟局統計情報部長 関根 秋男君
通商産業省貿易局輸入課長 横山 太蔵君
通商産業省生活産業局通商課長 末木風太郎君
参考人 森 整治君
農林水産委員会調査室長 小沼 勇君

委員の異動

三月二十六日

辞任

寺前 巖君

同日

林 百郎君

補欠選任

寺前 巖君

三月二十五日

漁業者老齡福祉共済制度の創設に対する助成等に関する請願(小沢一郎君紹介(第二一六五号))

農業改良普及事業の強化充実に関する請願(小沢一郎君紹介(第二一六六号))

サケ・マス増殖事業の拡充強化に関する請願(小沢一郎君紹介(第二一六七号))

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

蚕糸砂糖類価格安定事業団法案(内閣提出第三二号)

農林水産業の振興に関する件(畜産、蚕糸問題等)

蚕糸業の振興に関する件

畜産物価格等に関する件

○田邊委員長 これより会議を開きます。

蚕糸砂糖類価格安定事業団法案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。亀岡農林水産大臣。

○亀岡國務大臣 蚕糸砂糖類価格安定事業団法案につきて、その提案理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

わが国蚕糸業は、伝統的産業として国民生活に深く根差しており、また、養蚕業は、農山村、畑作地帯における基幹作物として定着し、農業経営上重要な複合部門の一つとして農家経済及び地域社会に大きく寄与しているところであります。

しかしながら、繭及び生糸は景気の変動等経済事情による価格の変動が激しく、蚕糸業の経営の安定を図るためには、繭糸価格の安定が欠くことのできない課題であります。

このため、日本蚕糸事業団が、昭和四十一年に設立され、これまで生糸の買入れ、売り渡し等の業務を実施してきたところであり、また、最近におきましては、世界的な生糸、絹の過剰基調のもとで生糸の一元輸入業務の実施を通じ、繭糸価格の安定を図ってまいったところであります。

一方、砂糖は、国民生活上重要な物資であり、また、砂糖の原料作物であるてん菜及びサトウキビは、それぞれ、北海道または鹿児島県南西諸島及び沖縄県における農業の基幹作物であるところから、砂糖の価格の安定と甘味資源作物の生産の振興を図ることが農政上の重要な課題であります。

しかしながら、砂糖は国際的な相場商品であって価格の変動が激しく、国内糖価もこれに連動して変動しやすい関係にあります。かかる国内糖価の変動は、国民生活の安定に悪影響を及ぼすのみならず、国内産糖製造業の健全な発展を阻害し、甘味資源作物農家の経営に大きな打撃を与えるおそれがあります。

このような問題に対処するため、昭和四十年に糖価安定事業団が設立され、輸入糖の価格調整と国内産糖の価格支持を行うことにより、砂糖の価格の安定と国内産糖製造業の健全な発展を図るとともに、甘味資源作物農家の所得の確保と国民生活の安定に寄与してまいったところであります。

このように日本蚕糸事業団及び糖価安定事業団が行っております業務は、わが国農業の発展等に欠くべからざるものであり、今後ともその重要性はますます増していくものと考えておりますが、現下の重要政策課題である行政改革の一環として特殊法人の整理合理化を進めるといふ観点から、両事業団を統合することとし、今回この法律案を提出することとした次第であります。

次に、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一は、日本蚕糸事業団及び糖価安定事業団を解散し、新たに蚕糸砂糖類価格安定事業団を設立することであり、

新事業団は、解散する両事業団の一切の権利及

び義務を承継するとともに、これまで両事業団が実施してきた業務をそのまま引き続き行うこととしております。

第二に、役員につきましては、日本蚕糸事業団と糖価安定事業団の役員は合わせて常勤役員十二人、非常勤役員五人でございまして、新事業団では、常勤役員九人、非常勤役員三人とすることとしております。

その他、財務及び会計に関する規定を整備するとともに、両事業団の統合に伴う経過措置等を講ずることとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び主要な内容であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいとお願い申し上げます。

○田邊委員長 補足説明を聴取いたします。二瓶農蚕園芸局長。

○二瓶政府委員 蚕糸砂糖類価格安定事業団法案につきましても、その提案理由を補足して御説明申し上げます。

本法律案を提出いたしました理由につきましては、すでに提案理由において申し述べましたので、以下その内容につき若干補足させていただきます。

第一に、日本蚕糸事業団及び糖価安定事業団を解散し、新たに蚕糸砂糖類価格安定事業団を設立することとしております。

新事業団は、両事業団の一切の権利及び義務を承継することとなります。

また、日本蚕糸事業団に対する政府及び民間出資につきましては、そのまま新事業団に対する出資として引き継ぐこととしております。

第二に、新事業団の役員につきましては、従来両事業団合わせて常勤役員十二人、非常勤役員五人でありましたものを、行政改革の趣旨に沿って、常勤役員九人、非常勤役員三人とすることとしております。

また、新事業団の業務の適正な運営を期するため、理事長の諮問機関として運営審議会を設置す

ることとしております。

第三に、新事業団の業務につきましては、従来、両事業団が実施してまいりました業務を引き続き行うこととしております。

すなわち、新事業団におきましては、繭及び生糸の価格について、安定価格帯を超える異常な変動の防止及び安定価格帯の中での相当な水準における価格の安定をいづる中間安定を図るため、生糸の買い入れ及び売り渡し、外国産生糸の一元輸入、繭の保管に要する経費の助成等の業務を行うとともに、糖価の安定及び国内産糖等の価格支持を図るため輸入糖及び国内産糖等の買い入れ及び売り渡しの業務を行うこととしております。

これらの業務につきましては、繭糸価格安定法または砂糖の価格安定等に関する法律の定めに従い、実施することとしております。

第四に、新事業団の財務会計につきましては、繭糸価格の異常変動防止に関する業務及び中間安定等に関する業務並びに糖価安定に関する業務ごとに、勘定を設け、経理を区分することとしており、それぞれの業務ごとの財務の状態と経営の成績を明確に把握することができるよう措置することとしております。

また、従来どおり、国内産糖等の価格支持の費用の一部に充てるため、国から新事業団に対し、交付金を交付することとしております。

以上のほか、新事業団の設立に伴う経過措置及び従来両事業団の組織、財務会計等が定められておりました繭糸価格安定法及び砂糖の価格安定等に関する法律の該当部分の削除等、所要の規定を整備することとしております。

以上をもちまして、この法律案の提案理由の補足説明を終わります。

○田邊委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。本案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

○田邊委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

農林水産省の振興に関する件につきまして、本日、畜産振興事業団理事長森整治君を参考人として出席を求め、意見を聴取したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田邊委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○田邊委員長 農林水産省の振興に関する件について調査を進めます。

昭和五十六年度指定食肉の価格算定、最近の酪農をめぐり、昭和五十五年肥育豚、子豚、肥育牛、乳用雄肥育牛、牛乳の生産費及び蚕糸業をめぐり、情勢について政府から説明を聴取いたします。井上審議員。

○井上説明員 それでは、指定食肉につきましては、本日畜産振興審議会の食肉部会に提出いたしました試算について御説明申し上げます。

まず、総括表をあらわしたいたしたいと思います。昭和五十六年度指定食肉安定価格試算総括表、去勢の和牛肉、その他の去勢牛肉、これは乳雄でございます、それから豚肉、五十五年告示に対します五十六年度のそれぞれの食肉の上位価格、中心価格、基準価格につきましては案の総括表でございます。

まず、去勢牛肉につきましては、中心価格を三・一％アップいたしまして千六百八円二十五銭、基準価格は一三％開きまして千三百九十九円十八銭、上位価格が千八百七十三円二十二銭でございます。

その他の去勢牛肉、乳雄につきましては、中心価格を一・二％上げまして千二百八十五円三十四銭、基準価格は、それぞれ一三％を上下に開きまして、千百十八円二十五銭、千四百五十二円四十三銭と相なっております。

豚肉につきましては、中心価格を二・〇％上げまして六百八十九円六十五銭、これもそれぞれ一三％上下に開きまして、下の方を基準価格といたしまして六百円、上の方を上位価格といたしまして七百七十九円三十銭という案になっているわけでございます。

この説明を申し上げますが、算定要領に基づきましてそれぞれ算定したわけでございますが、去勢牛肉につきましては「算定説明参考資料」その「1」をお開きいただきたいと思います。

まずページでございます。

算定方式につきましては、 $P_1 = (P_0 \times X) \times (1 + H)$ で開くということになっているわけでございます。P₁が求める価格でございます。P₀は基準期間におきます去勢肥育牛と牛農家販売価格。基準期間は過去七年間をとっておりますので、その間の農家販売価格に相なるわけでございます。Iはその七年度に對します価格決定年度、つまり昭和五十六年度の去勢の若齢肥育牛の生産費指数でございます。mとkは農家の販売価格を卸売価格に換算する係数でございます。vは卸売価格の変動係数というわけでございます。

試算をいたしましたのがその次に書いてあるものでございまして、P₀は九百三十九円、Iが一・〇五三になりますので、これを計算いたしますと九百八十八円七十七銭になります。それからmが一・四九七、kが百二十八・〇六としまして、これを全部くくりまして千六百八円二十五銭に相なります。これをプラス・マイナス一三％開きまして、上が千八百七十三円二十二銭、下が千三百九十九円十八銭ということで、それぞれ安定上位価格、安定基準価格に對するわけでございます。

それから「算式2」といたしまして二ページに書いてございまして、これは「算式1」を検証する目的で参考までに出した数字でございますが、 $P_1 = (P_0 \times X) \times (1 + H)$ というところでございまして、P₂は求める価格でございます。では価

格決定年度、つまり昭和五十六年度の去勢若齢肥育和牛の推定生産費でございます。mとkとvにつきましましては、算定方式の1と同じでございます。算定いたしました結果はそこに書いてあるとおりでございます。安定上位価格が千七百八十三円八十七銭、安定基準価格が千三百七十三円四十三銭、こういうぐあいに相なっております。

以下につきましては、それぞれの要素につきましましての基礎資料でございます。

まず三から四ページにかけましてはP₀でございます。まして、この昭和五十六年の一月の下の欄を見ていただきたいわけでございますが、農家販売価格を単純に平均いたしますと九百六十四でございます。安定上位価格あるいは安定基準価格に見合う価格をオーバーしたりあるいは下がっておりますと、それをそれぞれ安定上位価格あるいは安定基準価格に見合う農家販売価格に修正いたしましたので、そういう方法で修正いたしましたのが、つまり九百三十九円ということに相なるわけでございます。

次に、生産費指数のIの計算、五ページでございます。

$$I = \frac{\sum q_i P_i}{\sum q_0 P_0}$$

という方式で算定しておりますが、q₀といふのは基準期間、つまり七年間の第一次生産費に占めます各費目、いろいろな費目がございまして、労働費でございますとかあるいは飼料費でございますとか光熱水料とか、そういった費目でございます。その五十年年度価格でもって表現した金額でございます。q_iは昭和五十六年度の第一次生産費に占めます、ただいま申し上げました各費目の五十年年度価格で表現した金額でございます。P₀は基準期間、つまり過去七年間におきます各費目に関連したそれぞれの物価指数でございます。これは昭和五十年年度を100にした物価指数でございます。P_iは最近時の各費目の物価指数でございます。これは昨年の十一月から本年の一

月まで、最新時点の物価指数をとっておりますが、これも昭和五十年年度を100にして表現いたしております。そういうことで試算をいたしましたのがIでございます。Iは1・0五三ということに相なるわけでございます。

六ページ、七ページ、それから八ページ、九ページ、十、十一ページ、十二、十三ページはそれの資料でございます。

それから次に十四ページに参りまして、枝肉の換算係数mとkでございますが、これは卸売価格と農家販売価格の回帰式でございます。P₁₁ = 0.77X + 1.08のことで、Xが農家販売価格、Yが枝肉の卸売価格になります。これが枝肉の換算係数でございます。

それから十五ページは「算式2」に関連するものでございまして、下の方になります。第一次生産費の九万八千五百円というのがございます。これが実は前の五ページにございましたP₁、P₂に対応するものでございます。つまり、昭和五十六年度の推定生産費でございますが、これをとってまいります。あと生産費調査等から推計いたしました地代、資本利子、租税公課等を加えまして算定いたしましたものでございまして、九万六千八百八十六円となっております。これを「算式2」のこのところに入れて計算をしたわけでございます。

以上が去勢和牛肉でございます。その次に「その2」の「その他の去勢牛肉」について御説明申し上げます。

大体算定方式は同じでございますが、実は、從來去勢和牛肉の安定価格を算定いたしました。それから一定の比率でもってその他牛肉の安定価格を算定していただくわけでございますけれども、この去勢牛肉につきましても、五年間の生産費調査がございましたので、それを使用して去勢和牛肉とは別途にその他の去勢牛肉の安定価格を算定する、そういうような方法をとっております。

まず「算式1」でございますが、

P₁₁ (P₀ × X) × B + (1 + H) ということでございます。P₁は求める価格でございます。

P₀につきましましては、ただいま申し上げましたように五年間の生産費調査を使いますので、その五年間の乳用雄の肥育牛農家販売価格をとっております。Iにつきましましては、その五年間に対する翌年度、つまり昭和五十六年度の乳用雄肥育牛の生産費指数でございます。mとkは生体を枝肉に換算する係数でございます。vは卸売価格の変動係数でございます。算定いたしました結果がそこに書いてあります。安定上位価格が千四百五十二円四十三銭、安定基準価格が千百十八円二十五銭というぐあいに相なっております。

「算式2」につきましては、前の去勢和牛肉と同様の方式でございますが、

P₁₁ (P₀ × B + P₁ (1 + H)) で開く、こういうことでございまして、これで試算いたしましたのが安定上位価格千二百八十円二十三銭、安定基準価格九百八十五円六十七銭というぐあいに相なるわけでございます。

次に、各費目の算定資料でございますが、三ページから四ページにかけましてはP₀の資料でございます。これも一番下のところを見ていただきたいのですが、五十一年から最近時点までの農家販売価格の平均は七百六十四円でございますが、これも去勢和牛肉でとりまじると同様の方法で修正いたしました。七百四十九円ということにいたしました。

それから次に、五ページでございますが、

I = $\frac{\sum q_i P_i}{\sum q_0 P_0}$

というところでございまして、費目の考え方いたしました。ましては同様の方法でございます。q₀につきましましては基準期間五年間の第一次生産費に占めます各費目の金額、五十年年度を100にいたしました価格で表現をいたしております。q_iは価格決定年度の第一次生産費に占める各費目の金額でございます。これは昭和五十年年度価格で表現をいたしております。

おります。P₀は昭和五十年年度を100といたします基準期間の、つまり五年間の物価指数でございます。P_iは最近時点の物価指数でございます。昨年の十一月からことしの一月までの昭和五十年年度を100とする物価指数でございます。それで計算いたしましたIが一・〇一七に相なるわけでございます。

あと六ページ、七ページ、八ページ、九ページ、十ページはその積算資料でございます。十一ページがmとkでございますが、これも去勢和牛肉と同様の方法によって計算しております。その結果、mが一・四九八、kが百四十四・二七、こういう具合に相なっております。

それから十二ページは「算式2」に関連する生産費でございます。これにつきましても去勢和牛肉と同様の方法で計算したものでございまして、六万五千九百七十一円が百キログラム当たりの推定生産費となっております。これを生産費といたしまして安定価格を算定したのが「算式2」でございます。

以上で牛肉の方を終わりました。次に豚肉に移りたいと思います。

豚肉の「算定説明参考資料」というのを開きいただきたいのですが、まず「一ページ 指定食肉(豚肉)」の安定基準価格及び安定上位価格の算定方式でございます。これも算定方式といたしましては同様の従来どおりの算定方式をとっております。

P₁₁ (P₀ × X + P₁ (1 + H))

こういうことでございまして。ただし、

α = 1 + $\frac{(Q_1 - Q_0)}{Q_0}$ (7)

でございます。P₁が求める安定価格でございます。P₀が基準期間、豚肉の場合は基準期間五年間をとっておりますので、その肉豚農家販売価格、Iにつきましましては、基準期間、つまり五年間に対する昭和五十六年度の肉豚の生産費指数、生産費変化率でございます。αは、昭和五十六年度の豚肉の需給調整係数でございます。mとkは枝

肉の需給調整係数でございます。

肉の換算係数でございます。vは価格の変動係数でございます。Qaは昭和五十六年度の豚肉の推定の需要量、Qbは推定の供給量でございます。rは価格の供給弾性値でございます。それで計算をいたしますと、安定上位価格が七百七十九円三十銭、安定基準価格が六百円ということに相なっているわけでございます。

御案内のとおり、豚肉につきましては湯はぎ、皮はぎという二つの整形方法がございますが、これは皮はぎで皮を取る整形方法でございますが、それで仕上げた枝肉の安定価格でございます。湯はぎ法は皮がついておりますのでこれより七%の格差のついたものとしたします。

それから「算式2」でございますが、 $P_1(1 + \alpha)(1 + \beta)$ でありまして、 P_1 が求める価格、 α が価格決定年度の肉豚の推定生産費でございます。mとk、vは「算式1」と同様の考えでございます。それで算定いたしますと、安定上位価格が七百二十三円十五銭、安定基準価格が五百五十六円七十七銭でございます。

各費目についての説明でございますが、三ページから四ページにかけてはP₀に関連したものでございまして、これも去勢和牛肉と同様の方法で修正をいたしております。実際値の平均が四百二十八円でございますが、安定上位価格を突破しあるいは安定基準価格を下回るような農家販売価格であります場合には、それぞれ安定上位価格、安定基準価格の水準に修正をいたしております。その平均が四百二十二円でございます。

それから次に五ページに参りまして、生産費指数でございます。生産費指数も

$$I = \frac{\sum Q_t P_t}{\sum Q_0 P_0}$$

という方式をとっているわけでございまして、中身は違いますが、考え方としては同様の方式をとっているわけでございます。

まずQ₀は、基準期間の五年間の第一次生産費に

占める各費目の金額でございます。昭和五十六年度価格が基準でございます。それからQ_tは価格決定年度の第一次生産費に占めます各費目の金額でございます。五十六年度価格の水準でもって表現をいたしております。P₀は五年間におきます各費目に関連する物価指数でございます。五十六年度を一〇〇とした物価指数でございます。P_tは同様に五十六年度を一〇〇とした最近時点での物価指数でございます。昨年の十一月からことしの一月までの物価指数の平均をとっております。その試算の結果が一・〇一九でございます。

六ページ、七ページ、八ページ、九ページ、十ページ、十一ページまでがその内容の説明でございます。十二ページから十三ページにかけてはαの計算式でございますが、これにつきましては、五十六年度の推定の需要量を出してあります。推定の需要量は、過去の数値から消費支出あるいは人口との関連において算定をいたしております。供給につきましては、農林省で調査をいたしております出荷動向調査あるいは繁殖雌豚の動向調査等から算定をいたしております。

でございまして、これは官房調査課で試算をいたしました豚肉の価格の供給弾性値マイナス〇・六七八というのを使用して算定をいたしているわけでございます。それで算定した結果が一つということに相なるわけでございまして、この中で輸入量の見込みでございますが、前年度と大体同水準の輸入を見込んで供給の方にカウントをいたしております。

次に、mとkでございます。十五ページでございますが、これも去勢和牛肉と同様の手法によりまして販売価格と卸売価格との回帰式をつくっているわけでございまして、mが一・五〇五、kが四十二・四七でございます。

それから、十六ページは推定生産費でございます。第一次生産費は、先ほどの算定方式で推定いたしました五十六年度の推定生産費をとっておりまして、三万八千六百四十六円、それに地代、資本利子、租税公課をプラスいたしまして三万九千

六百九十三円となっております。これを使いまして「算式2」で安定価格を算出している、こういうことでございます。

以上で食肉関係の説明は終わりました、あと酪農の情勢につきまして御説明いたしたいと思っております。

「最近の酪農をめぐる情勢について」という資料で説明をいたします。

まず「酪農経営の動向」でございますが、戸数は漸次減少をいたしまして、頭数が多くなっております。この間、経営の規模が急速に拡大をしております。昭和五十五年で見ますと、飼養戸数が九万四千戸で、北海道が二万一千戸、都府県が九万四千戸でございます。飼養頭数については、五十五年が二百九万一千頭、北海道が七十五万二千頭、そういうような傾向でございます。一戸当たりの飼養頭数も急速に規模が拡大をしております。五十五年は五十五頭、北海道は五十五年では三十五・一頭というような大規模なものになってきております。

生産性の方でございますが、こういうようなことを背景にいたしまして年々向上してきております。生乳百キログラム当たり労働時間で見まして、この表にありますように減少をしております。特に、内地と北海道の格差もかなり出てきているわけでございます。

それから、二ページに参りまして、搾乳牛一頭当たりの乳量でございますが、これも着実にふえてきております。特に最近数年間の一頭当たりの搾乳量の伸びが著しいわけでございまして、たとえば昭和五十年には全国で四千四百六十五キログラム、五十四年には五千キログラムを超えております。特に北海道は、五十年の四千二百三十キログラムに五十四年には五千七百七十五キログラムというように、内地を非常にオーバーする一頭当たりの搾乳量の増加が見られるわけでございます。

収益性は、一日当たり家族労働報酬で見まして、も着実に上がってきておりますが、五十五年は販売価格の下落を反映いたしまして減少をいたして

おります。米の方との比較におきましては、昭和五十一年以降その収益性を上回っているというふうな状況でございます。

次に、三ページは酪農経営の負債と資産とについてでございます。これは北海道と内地に分けて、農業収入の八〇%以上の酪農経営をとりあえております。これで見ますと、五十四年度まででございますが、農業所得もふえてきている。農家経済余剰もふえてきている。資産の方もふえてきている。借入金もふえてきて、それ以上に資産の方がふえてきている、こういう状況がはつきりすると思っております。

北海道の場合は、借入金のうちで財政資金に依存する部分が多いわけでございます。約七〇%が財政資金に依存をしております。貯蓄の方も年々ふえてまいりまして、五十四年度は九百万を超えているというところでございます。

都府県はそれより若干、規模といいますが、金額が下回っております。特に借入金の方は、北海道が大体千八百万円程度であるのに対して、内地の方は五百万円というぐあいになり少ないわけでございます。また、財政資金に依存する割合も内地は小さいわけでございます。貯蓄額は、北海道ないしは北海道以上の貯蓄額がある、こういうことが言えるかと思っております。資産につきましては、内地も大変な資産を持っているということが言えると思っております。

次に「牛乳乳製品供給の動向」でございますが、牛乳、乳製品の需要動向は近年は鈍化してきているわけでございます。一方、生乳生産は非常に増大いたしまして、需給のバランスが崩れているというところで、五十四年度から計画生産で生産抑制をしております。これは御案内のとおりでございます。ここには五十一年度から五十四年度までの需要と生産量を飲用と乳製品に分けて出しまして、一番下にその過不足を出しております。五十二年度は十五万トン、五十三年度には二十九万トン、五十四年度には十九万トン、こういった過剰が出てきているわけでございます。

それから、飲用牛乳がやはりこれから消費の主導を担っていくわけでありませうけれども、これも伸び率が低下傾向でございます。特に五十五年度は冷夏の影響によって伸び率が低かったというところが言えると思うのです。五十一年度から五十四年度、それから五十五年四月から五十六年一月までの消費量と率を書いてございませうが、ごらんだかきたいと思います。確かに冷夏の影響もありませうけれども、その冷夏の影響がない時期をとりましても消費の伸びが落ちてきているということがあるかと思ふのです。

それから、乳製品でございますが、これは生乳需給ギャップがありまして、余乳が乳製品に回るといふことで大幅な供給過剰が続いております。五十二年、三年、四年、これのバター、脱脂粉乳それぞれの需要量、生産量を出しておりますが、その過不足をそこに書いておきました。いづれも過剰でございます。これらが全部積み越されていくという状況でございます。チーズについては、需要は伸びておりますが、生産の方は大体年間一万吨という水準で推移しております。

それから、乳製品在庫でございますが、こういった需要、供給の状況を反映いたしまして、ずっと在庫が多くなっております。バターが五・六カ月分、脱脂粉乳が八・八カ月分、こういうことが言われるわけでございますが、そういう在庫があるわけでございます。価格の方も、五十四年度よりは幾分回復いたしました。なお、安定指標価格に對しまして、バターは九二・七％、脱脂粉乳については九八・一％の水準でございます。

次に、農家の手取り乳価でございます。六ページであります。これも五十四年度以降低下傾向を示しております。全国段階で見ても、五十三年度が百二十四・二銭、五十四年度が百一十三・三銭、五十五年四月から五十六年一月まで、これは畜産局の推計でございますが、百円程度のところでございます。

最後に、乳製品の輸入状況でございますが、まず乳製品部門の合計でございます。大体各費目と

も減少いたしております。チーズが若干ふえておりますが、減少いたしております。五十五年で見ますと、生乳換算で輸入量は二百六万三千トンでございます。対前年比が九二・四％でございます。あと、調製食用脂とコメア調製品につきましては、ここにありますように、五十五年は乳量換算では三十一万八千トンでございます。一六・五という対前年比で、増加をしております。

簡単にございませうが、以上で説明を終わります。

○田邊委員長 閣下統計情報部長。

○閣下説明員 五十五年の生産費について御説明をいたします。

資料が五つほど入っておりますが、時間の関係もございませうので、結論的な部分のみ申し上げたいと思ひます。

一番最初に、資料ナンバー1というのがございますが、これは肥育牛と乳用雄肥育牛の生産費でございます。結論から申し上げますと、一ページでございますが、肥育牛の生体百キログラム当たりの生産費は六・二％の上昇でございます。乳用雄肥育牛の生産費は一五・七％の増加となっております。この理由は、二ページ以下に書いてございませうが、生産費を構成します大きな要素の飼料費、飼料費、労働費がそれぞれ上昇しております。この結果によるものでございませう。これは去勢、乳用雄とも共通でございます。

次に、資料2の肥育豚の生産費について申し上げます。肥育豚の生産費につきましては、百キログラム当たり生産費は対前年比で四・五％の減少となっております。この減少の理由は、二ページでございますが、飼料費と飼料費と労働費の三つが生産費の構成要素の大きな部分でございます。飼料費が、仕入れ時における子豚の価格が値下がりした、こういうことで生産費の構成の中でマイナスになっておりますが、飼料費、労働費が上昇しております。その差し引きの結果、四・五％の生産費の減、こういうことになっておるわけ

でございます。

それから、資料3でございますが、子豚の生産費でございます。子豚の生産費は、対前年では一頭当たり三・五％の増となっております。この三・五％の増の原因は、飼料費が値上がりをして、しかし、自動給餌機等の導入によりまして省力技術が普及いたしましたために労働費が若干減少した、こういうような事情のもとに、結果的には三・五％の増ということになっておるわけでございます。

それから、資料ナンバー4の牛乳生産費でございます。昭和五十五年の牛乳生産費は、全国のベースで申し上げますと百キログラム当たり二・五％の増となっております。この増の原因は、二ページに書いてございませうが、飼料費が八・九％上がっており、それから労働費が二・八％上がっており、構成比の中で大きな部分を占めるものが上がっており、このためでございます。反面副産物は、子牛でございますけれども、その副産物の価格が対前年比でやはり上がっております。これは生産費の計算上はマイナスの要素になるわけでございます。これを差し引きまして二・五％の増ということになるわけでございます。

資料ナンバー5というのがございますが、これは北海道についての牛乳生産費でございます。結論から申し上げますと、北海道の牛乳生産費につきましては百キログラム当たり二・一％減ということになっております。この理由は、先ほど申し上げましたけれども、全国の場合と比べて北海道の場合には、生産費の構成要素の大きな部分を占めます飼料費、労働費の上がり方が少なくなっております。これは、北海道では購入飼料に依存する割合が少ないというようにございまして、上がっておりますけれども全国と比べて上り方が少ない。それから、先ほど申し上げましたように、副産物の子牛の価格が上がっております。こういうものを差し引きいたしました結果が百キログラム当たり生産費二・一％の減ということに相なっております。

以上、簡単にございませうけれども、御説明させていただきます。

○田邊委員長 二瓶農園芸局長。

○二瓶政府委員 五十六生糸年度に適用いたします基準糸価等の行政価格につきましては、来る二十八日開催を予定いたしております生糸振興審議会にお諮りした上で、糸価安定法に定めるところによりまして適正に決定したいというところで現在検討の詰めを急いでおるところでございます。その背景をなします生糸業をめぐる情勢につきまして御説明を申し上げます。

一ページをのぞいていただきたいと思います。これは「絹の需給表」でございます。生糸換算でございます。そこです。需要でございますが、これは五十五年度の対前年比でございます。それが需要は九四・三、内需九四・二ということ。落ち込んでおります。ところが供給の方は九九・七というところで、これよりも若干落ち込みが少ない。輸入が八二・一というところで大幅に減っております。わけでございますが、国内生産の方は微増というようにございませう。ところが、その結果期末在庫、一番右になります。これが一〇七・三というところで在庫がふえておるといふ姿に相なっております。

それから二ページでございますが、「養蚕業の概況」でございます。養蚕業は、桑園面積、掃き立て卵量、繭生産量、いずれも減少傾向にあるというところでございませう。ただ、(2)の方に書いてございませうが、一戸当たりの桑園面積は、経営規模は拡大をしております。それから十アール当たりの収穫量は停滞的でございます。労働時間の方は、労働生産性の方は若干上がっておりますが、そう著しい上がりというふうには見られないうちでございます。

それから三ページでございますが、これが「繭糸価格安定制度の概要」でございます。異常変動防止と中間安定という二つの価格帯があるわけでございます。生糸生産費を軸にいたしまして安

定上位価格、安定下位価格という異常変動防止帯がありまして、その中に中間安定価格帯があるという事で、中間安定価格帯の下限、これが基準糸価という事で、五十五生糸年度におきましては一万四千七百円ということに相なっております。

それから四ページでございますが、これは「生糸価格の推移」でございます。五十三生糸年度、五十三年の六月からでございますが、その生糸年度のときは中間安定価格帯の上方を推移しておったわけでございますが、五十四生糸年度、五十四年の六月以降、下限の方を推移してきております。そして特に、五十五生糸年度以降というのは基準糸価を下がりたり超えたりという様なことで、この辺を上がり下がりしながら基準糸価に張りつたような形で推移をして現在に至っているという事でございます。

それから五ページが「繭、生糸及び絹製品の輸入コントロールの仕組み」でございます。一番上の繭は、これは事前確認制度というのをいってございまして、それから生糸につきましては、御案内のとおり事業団一元輸入というやり方をやっております。以下、絹糸、次のページの絹織物、絹製ベトリネン等あるいは和装用絹製品という様なものにつきましては、輸入貿易管理令に基づきまして、通商産業大臣の承認なりあるいは事前確認なり、税関によるチェックなりという様なことで輸入調整措置を講じておるという事でございまして。

それから七ページでございますが「和服等購入状況」ということで、総理府のいわゆる家計調査から見ているわけでございますが、全国、全世帯の一人当たり平均でございますが、そういういたしますと、金額の方ではたとえば五十五年は対前年、和服であれば四・六%ふえておるということでございまして、数量の方が落ち込んでおると。婦人絹着物が八五・二という事で、数量面の方ではむしろ年々減少傾向をたどっており、こういう姿でございます。

それから八ページでございますが、「国内生糸引渡数量の推移」でございます。五十四年の一番下のところの計をごらんいただきますと、対前年比で八二%という事で、二割ほど生糸を機屋さんに渡した数量が減っております。それから、五十五年の六月以降の一月まででございますが、これにおきましてさらに一割落ちておるといふような需要の急減を来しておるという事でございまして。

九ページはそれを図にいたしましたものでございまして、それから十ページが「国内生糸引渡数量と生産量の推移」でございます。五十五年の暦年でございまして、五月までは引き渡し数量、機屋さんに渡した数量が生糸の生産数量を上回っていた、需要が上回っていたわけでございまして、六月から、逆に国内の生糸生産量の方が機屋さんに渡す数量を上回って推移してきておるという事でございまして。これを図にいたしましたものが十一ページでございます。したがって、この国内生糸引き渡し数量を上回る生産量の分につきましては、大部分が事業団へ持ち込まれておるといふように理解をいたしております。

それから十二ページでございますが、事業団の買い入れ、売り渡しと在庫の状況でございます。まず、真ん中のところに国産糸というのがございまして、国産糸につきましては、糸価が低迷いたしておりますので毎月買っておりますが、売り渡しはもちろんでございまして、それから輸入糸が左の方にございまして、一般輸入糸につきましては、五十五年の五月、六月ごろ買い入れがございまして、いづれも五十四年度分がそのころ到着をしたという事で、五十五年度分は全然発注していませんので、一切入っておりません。しかし、売り渡しの方はもうこれはずっと皆無でございまして、ゼロがずっと並んでおるといふ姿でございます。

実需者売り渡しにつきましては、これも買い入れの方は五十四年度分のずれ込みの入着でございます。

ます。売り渡しの方はずっとゼロが続いておりますが、ことしの一月と二月に千俵ほどマル実の生糸を出したわけでございます。ただ、これは出したのですが、国産糸の方の一月、二月をこらへいたいただきますと、これを上回る数量が事業団に持ち込まれておる、安い生糸が出ていって高い生糸が事業団に入ってきておるといふような姿でございます。

その結果、在庫でございますが、一番右のすみでございまして、十四万四千六百四俵という事で、約十四万五千俵ほど二月末事業団在庫があるわけでございます。このうち国産糸が三万六千幾ら、それから輸入糸が十万七千八百という事でございまして、国産糸の方はいまでも買い続けておりますので、逐次国産糸のウエートが高まっておりますという状況でございます。

それから十三ページが、四十九年以降事業団の在庫量がどう推移したかという事を図示したものでございまして。五十六年二月に十四万四千六百四俵でございますが、現在も買い続けておりますので、この高さはじりじりまた上がってきておるといふのが現状でございます。

以上、御説明を終わらせていただきます。

○田邊委員長 以上で説明は終わりました。

この際、午後一時三十分から再開することとし、暫時休憩いたします。

午前十一時二十四分休憩

午後一時四十分開議

○田邊委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。農林水産業の振興に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。安井吉典君。

○安井委員 ただいま畜産物の審議会が開かれていますのでありますが、それと並行して開かれるこの委員会、そういう位置づけから、審議会と問

題になっていることを並行的に取り上げるといふ形での質問展開をしてまいりたいと思っております。

院外では農林大会が次々開かれて、畜産の危機を訴えています。畜産は、かつて成長産業だとかあるいは戦略産業だと言われながらも、今日さまざまな行き詰まりの状況を呈しているわけであります。その打開を、現在開かれております審議会の審議や、そういう中から決まる畜産物の価格等に農民は期待をしているのではなからうかと思っております。そういう形で政府としての取り組みをぜひお願いをしておきたいと思うわけであります。

そこで、まず飼料の問題について伺います。

昨年アメリカのいわゆる熱波で大幅な減産があり、二年続きのソ連の不作等で世界的な生産減、しかし、消費の方は増加をして在庫が減っている、そういう事態があります。前途なかなか樂觀を許せない状態だと思うのですが、自給だとか備蓄だとか、そういうような問題について真剣に政府としても考えて取り組んでいかねければならぬ段階だと思っております。

〔委員長退席、津島委員長代理着席〕

そういう基本的な問題の処理についてどう考えているかというのをひとつ農林水産大臣にも伺いたいわけであります。飼料穀物問題の懇談会を設置する等のことで取り組みをしているとか、そういう話もありますけれども、基本的な取り組みの方向についてひとつ伺っておきます。

○井上説明員 昨年は、御指摘のようにアメリカにおきまして飼料穀物が一七%も減産をいたしましたとか、あるいはソビエトが二年続きの不作で三千万トンから三千数百万トンとも言われる穀物を輸入したとかいう事態が起きて、穀物価格が非常に高騰したわけでございます。こういう高騰の影響がことし一月からの配合飼料価格の引き上げということになったわけでございますが、わが国の場合、土地の面積でありますとかあるいは収益性の問題で、飼料穀物の自給が事実上不可能な状態でございます。そういう意味で飼料穀物は

一〇〇海外に依存している、こういうような状況でございまして、わが国の中小家畜を中心とする畜産の将来を考えますと、こういう海外からの飼料穀物の輸入を極力安定をしていくということがまず基本でなくてはならないと考えておるわけでございします。

ただ、海外の飼料相場はシカゴの相場を中心にしたしましてかなりいま変動いたしております。非常に大きな価格変動に対応するということは事実上むずかしいわけでございしますが、なるべくこういう価格変動のショックを緩和するというような対応措置は最小限とてまいらないといけないう、こういうふうな考えているわけでございまして、民間の基金でやっております通常補てんというような方法によりまして価格安定、あるいは異常に高騰した場合に補てんをいたします異常補てん制度という二つの制度で対応しているわけでございします。こういった制度を中心にしたしまして価格安定制度を今後さらに充実していくという必要があるかと思ひます。

〔津島委員長代理退席、福島委員長代理着席〕

なお備蓄につきましても、短期の変動、つまりストライキでありますとかあるいはミシシッピ川が凍るといふような事態が過去起こったわけでございします。こういうことで輸入がスムーズにいかないという事態も想定されますので、いわばこういった小変動に対します対策といたしまして備蓄を考えているわけでございしますが、こういったことにつきましても、今後さらに検討を深めていく必要があるかと思ひます。

要は、海外からいかにして安定的に輸入をしていくかというところが一番大きな問題でございします。実は配合飼料の安定機構におきまして飼料穀物の懇談会をいま設置していることを検討いたしておりますが、つまるところ海外からの輸入をどのようにすれば安定をするのかという問題、それと備蓄制度がどういふような関連を持つのか、こういうようなことにつきまして委員の各位に懇談をいたしておる、こういう実態でございします。

○安井委員 過剰米の問題がありますね。食糧会計で余っている米の処理がいつも問題になるわけでありまして。こういった際こそ思い切ったえさへの払い下げ等の措置が必要だと思ひますが、新しい年度におけるそういう問題の処理について政府としてどういふ御計画をお持ちなのか。そしてそれに対する財政措置等もこの際伺つておきたいと思ひます。

○松本（作）政府委員 過剰米処理につきましては、実は食糧の財政上できるだけ赤字を少なくするといふような考え方に基きまして、値段の一番有利な方からということに加工作を優先いたしまして、それに続きまして輸出、それで余つたものをえさ用といふような考え方で処理をしておるわけでございまして、全体の六百五十万トンのうち工業用につきましては百六十万トン、輸出用につきましては二百八十万トン、えさ用につきましては二百四十万トンといふような計画を立てておるわけでございします。五十六年度につきましては、この関係につきまして工業用が三十万トン、輸出用が四十万トン、えさ用が五十万トンといふふうな考えておられて、このえさにつきましても古いものについてこういった数量を売却していく、それに必要な財政措置を講じておるところでございします。

○安井委員 大臣にこのえさの問題について特に伺つておきたいのは、配合飼料の価格安定のための基金、その財源をもっと充実しておく必要があるのではないか、どうですか。

○井上説明員 価格安定制度につきましては、先ほどもお答えいたしましたように、総合農協系の基金、専門農協系の基金、それに商系のメーカーの基金、この三基金がございします。それに配合飼料の安定機構の異常補てんの基金があるわけでございします。いまの民間の三基金の現状を申し上げますと、基金ごとに若干の相違はありますがけれども、財源の手当て状況は余り分厚くないわけでござい

ます。異常補てんの基金につきましては大体百三十億程度、いまございします。

そこで、今後これを充実していく必要があるわけでございますが、民間の基金につきましては来年度、つまり昭和五十六年度中に大体四百五十億程度の通常補てんの基金を積み立てていく、こういうふうな考えております。具体的には、トン当たり千八百円のものを中心に積み立てる、そのほかに四一六円につきましてはさらに千四百円を積み立てる、こういうふうな考えておられて、これを年間合計いたしますと、ただいま申し上げましたように四百五十億程度の基金にならうかと思ひます。

異常補てんの基金につきましては、昭和五十五年度に国が四十五億円の助成をいたしたわけでございしますが、五十六年度につきましては四十八億円の助成を予定いたしております。これは二分の一補助でございしますので、民間の四十八億と合わせますと九十六億円、大体百億円近い金が新たに造成されることになるわけでございします。したがって、現在百三十億円にプラス約百億円ということになるわけでございしますが、四月一六月の間に若干の異常補てんからの補てんも考えておりますので、二百億円前後の基金が、いまのままで推移いたしますとすれば五十六年度末には残る、こういうようなことに相なるわけでございまして、いまよりはかなり財政状況が改善される、このように考えておるわけでございします。

○安井委員 いずれにしても、国際的な情勢がきわめて変動を予想される段階ですから、大臣、特に充実に努めていただきたいということだけ申し上げておきます。

きょう食肉部会で肉の価格に対する審議が行われているわけでございします。そのことについてちよっとお尋ねをしておきたいわけであります。

資材費や労賃の上昇分を適正に織り込めば、和牛肉についても、昨年の政府試算をそのまます引き伸ばした形でパリティ方式で計算をすれば、一〇%前後のアップになるのではないかと思ひるのであ

ります。その試算は昨年どおりでいけばそれぐらいになるのじやなからうか。特にその他去勢の乳雄については、今度は新しい方式によるようでありまして、昨年は和牛肉の八一・四%の中心価格で連動させるという方式だったと思ひます。だから、昨年方式でいって和牛の方が一〇%程度のアップだとすれば、乳雄の方だって五%アップぐらいは見込めるはずではないかというふうにも思ひますが、去年並みの試算でいって場合はどうなるのかということをお教えをいただきたいと思います。

○井上説明員 お答えいたします。

算定方法といたしましては、午前中にも御説明いたしましたように、牛につきましては、過去七年度の平均の生産費をとりまして、それと来年度に想定される生産費を比較いたしまして、その変化率、つまりIと言つておりますが、その変化率を掛けまして、その分だけ生産費を多くするといひます。高くなるような方法で、それを基本にいたしまして価格を算定しているわけでございします。

したがって、労賃でありますとかあるいは飼料費につきましては、現在高くなつておりますので高い要素を織り込んでおりますが、片や労働時間等については非常に合理化が進んできております。また、えさにつきましても、最近のえさ高を反映していることかと思ひますけれども、えさを給与する量が減つてきているとか、そういうこともございまして、生産費を上げる要素と生産費を下げる要素は二つございします。こういうものを勘案いたしまして算定いたしたのがきょう午前中にお示しいたしました安定価格でございまして、それによりまして、和牛につきましては三・一%、乳雄につきましては一・二%、豚については二%のアップということに相なるわけでございします。

○安井委員 私が聞いてゐるのは、去年のあの算式をそのまま伸ばしていくという機械的な計算で幾らになるのかという、その試算を示さない、

こういうことです。

○井上説明員 算定方式についてはきよりの午前中に御説明いたしましたとおりでございますが、この方式自身は変えていないわけでございます。中の数字が違うわけでございまして、過去七年間の数字、それから最近時点の数字を入れますとこのように相なるということでございます。算定方式自身は昨年のものでございまして、こういうことでございまして。

○安井委員 少なくともその他去勢については方式が違ったのでしよう。だから、場合ならどうですか。

○井上説明員 御指摘のように、乳雄につきましては乳雄自身の生産費調査の結果に基づいて算定いたしましたわけでございます。昨年方式でございまして、昨年方式といいますが、和牛の安定価格を出しまして、それとの乖離、昨年は〇・八一四といふのを使っておりますが、それをいまして、若千上がるわけでございまして、ただ和牛と乳雄の価格比というのは若干変動がございまして、最近時点の変動の幅をとりますと、いまの水準、つまりきよりの午前中にお示しいたしました数字の安定基準価格よりも若干下がる、こういったことに相なるわけでございます。

○安井委員 つまり、今度方式が変わったわけでしよう。だから、去年のあの方式で計算したらどうなるのかという具体的な数字を聞いています。

○井上説明員 昨年方式でやりました具体的な数字についてはたまたま計算をいたしますけれども、〇・八一四、つまり七九・……、八一四でありまして、乳雄は一・二％のアップでございまして、それが〇・二％のアップになるわけでございまして、これはパーセンテージでございまして、具体的な数字についてはたまたま計算いたします。

○安井委員 私どもは農林水産省が数字をいじるというその内容については余り信用せぬのだな。答えを先に出して、それに後で逆算で数字を合わせていくといういつもの方式が私どもの頭にこび

りついていて、実は信用できないのですよ。初めから三・一％アップにしようとか一・二％アップにしようとか、そういうようなものから逆に算式が出てきて、数字が出てくるという印象が、米価のときも何のときもいつもあるわけですよ。そのことで私は特に詰めた言い方を皆さんにしているわけであります。いずれにいたしましても、きよりの諸問価格程度で今日肉生産が行き詰まっている状態を打開するというのはなかなかむずかしいように思われるわけであります。

豚肉についてもどうですか。去年の需給実勢方式をそのまま引き伸ばした形での計算をしてみるとどういふことになるのですか。

○井上説明員 若干先ほどの答弁を訂正させていただきますが、去年と同じ方式でやりますと、和牛のアップ率が三・一％でございまして、乳雄も三・一％になるわけでございまして、ただ、和牛と乳雄との価格の乖離が昨年よりは大きくなっておりますので、それでいまして、その数値を用いますと、アップ率が一・二％が〇・二％になる、こういうことでございまして。

豚につきましては、全く昨年と同じような方式を使っております。ただ中に使う数字が一年間繰り上がっている、ここだけが違うわけでございまして。

○安井委員 使う数字をかげんするから困るということを私は申し上げているわけですが、きょう私は主に乳価を中心に質問を続けたいと思っております。いま深くは触れませんが、特に乳牛の子牛生産奨励金、豚についても素畜の価格安定制度、これらを今後とも一層継続し拡充すべきだと思っておりますが、どうですか。

○井上説明員 乳牛につきましては、実は子牛の奨励金は出しておりません。恐らく御指摘の点は、和牛の子牛につきまして昭和五十五年度、肉牛につきまして出しましたが、そのことを指しておられることと思っております。これにつきましては、交付するに至りました経緯につきましては、子牛価格が非常に低迷いたしまして、繁殖農家が生産意欲をなくしつつある、こういうような状況のも

とにこの制度ができたわけでございまして、初めから、最近のように子牛価格が非常に高騰いたしまして、繁殖農家の意欲も回復してきているというような状況でございまして、こういう状況を踏まえて検討していくべきものとわれわれ考えているわけでございまして。

実は子豚の安定制度につきましては、当初価格安定制度というものをつくったわけでございまして、最近におきましては、肉豚の価格と子豚価格の連動がわりあいスムーズに行うようになってきておりまして、むしろ子豚段階では需給調整を中心にして、むしろ子豚段階で過剰きみの場合には生産を抑制していく、生産が不足きみの場合は生産を促進していくような事業を計画しているわけでございまして、これにつきましては、従来もやってまいりましたけれども、さらに来年度以降につきましても積極的に推進していく考えでございまして。

○安井委員 さらに肉畜については、食肉の流通合理化のための産地の食肉センターの拡充だとか、産地と消費地とを結ぶ直販流通体系の整備その他流通機構の改善の問題について、もともとと力が入れられていたのではないかと思います。それについての考え方はどうですか。

○井上説明員 肉畜食肉についての流通機構が比較的おくれいているのじやないかという御指摘、各方面から賜るわけでございまして、われわれ十分そういうことを承知いたしまして、近來、生産地から消費地の段階まで、食肉センターでありますとか中央卸売市場、あるいは部分肉センターとか小売店の整備等について、積極的に行っている対策を進めてきたつもりでございまして、さらに今後とも産地、消費地にわたる流通対策を積極的に進めていく考えでございまして。

○安井委員 大臣どうですか、肉畜の生産の問題と流通の問題、それがちがうになつては困るわけですね。いま井上審議員からお話ありましたけれども、農林水産省として思い切った対応が必要だと思っておりますが、どうですか。

○亀岡国務大臣 御指摘のとおり、この肉畜の流通の問題、大変大事な問題でございます。したがって、農林水産省といたしましては種々今日まで検討を加え、対策を講じておる次第でございますが、今後とも御指摘のように重要課題の一つとして、最も合理的な経済的な処置を講じていく努力をしたいと考えております。

○安井委員 牛乳の問題に移りますけれども、私はいつも思うのですが、政府がおつくりになる牛乳の生産需給計画について、輸入ということへの配慮がなくて、どうもばらばらになつていく。ですから輸入の方は輸入で勝手に動き、国内生産の方は国内生産で、となつていくような感じを受けるわけですね。輸入乳製品をも含めた、つまり国産と輸入を総合的な需給計画というものに仕組む必要があるのではないかと。そういう中で初めて、やたらな輸入が、輸入の方が先へ進んで国産がそのし寄せを受けるというようなことじやなしに、国産の方を優先させて輸入を削減する、そういう方式が生まれるのだと思ふのですよ。その総合性がどうもない。そういうふうな形の計画を持つべきだと思ふのですが、どうですか。

○井上説明員 畜産振興審議会に毎年牛乳、乳製品の需給見通しを出しておりますが、恐らくこれに関連しての御質問だろうと思つてござい

す。あのわれわれが提出いたします需給表には、輸入乳製品が入っていないと言われるわけでございまして、われわれが入れておりませんのは、輸入が自由化されておりましたなかなか輸入量の予測ができないものでありますとか、あるいはそういう輸入品に国内品が代替できない、そういったものがあの中に入っていないわけでございまして。もつと具体的に申し上げますと、たとえばえさ料として輸入いたします脱脂粉乳でございますとか、学校給食等のために輸入されます脱脂粉乳等は入っておりません。また乳糖、カゼインでございますとか、あるいはナチュラルチーズのように、国内生産では賄い切れないもの、あるいは生産でき

ないようなものが入っていないわけでもないわけでもない、これもなかなか国内産のものでは置きかえられないものでございます。こういうものは一応需給見通しの中から除外をしてわれわれ算定をしているわけでございます。

したがって、策定いたします需給見通しの中では、それを見れば大体国内の生産の目標がつかれると思います。見当がつく、こういうものをつくらせている、それがわれわれの策定いたします需給見通しでございます。

○安井委員 外国の自由な輸入というのがまるで野放しになっていて、そのしわ寄せだけで国内の生産が進むということではだめだと思ふのです。大臣どうですか。

○農務大臣 私もそのような考え方を保持しておるわけでございます。自由化したからといって、こちらの生産者がそれによってこっちもさっちもいかなという場合にはいろいろと処置してよろしいというものは、国際間においても認められておることである、こう考えるわけでございます。それから、やはりその際は、外交的な折衝なり何なりによって自主規制を要請するとか、いろいろ事はあろうかと思ふわけでありまして、また適正輸入量というものをこちらの輸入関係の関連業界で協議会、今度も畜産関係で協議会をつくらしたわけでございますが、そういう協議会をつくらして、そして何となくとも国内産業第一という立場をとって、いつも申し上げておりますとおり、外国とことなまで話し合つて、そしてその話し合いをつけながらこちらの農業を擁護してまいるという処置をとらなければ、戦後非常に歴史の浅い、特に酪農関係、畜産関係等においては、農家は本当にやり切れないという形になっていくのは当然である、こう思ひまして、就任以来、安井委員も御指摘のような気持ちで私も対処いたしておるわけでございます。

外国からどのくらいものが入つておるのか、農林水産物が一体どのくらい入つておるのか、常にそういうものを頭に置いて内政面の農林水産

行政を立案し、企画し、そして実施していかなければならぬのではない、そんな考えを持っておられます。

○安井委員 大臣の考え方は本当にそのとおりだと思ふのです。ただ、どうも日本の行政そのものは大臣の考え方どおり動いていないのですよ。問題はそこだと思ふのです。農林水産省だけですべての輸入の問題は解決できるというものではないのかもしれないけれども、やはり主体的に日本の農業を、畜産をどうするのだという、そういう構図ができて、足りないものは外国から輸入しなければいけません、それが本当のあり方なんです、どうもその辺があべこべになっているという点、それを私は強く指摘して、そういう方向を直していただかなければならぬと思う。大臣さうおっしゃいますから、きょうもそこだけでやりとりするわけにいきませんので、今後にぜひ期待したいと思ひます。大臣のおっしゃる行政の方のそろばんがはじかれていきますように、コンピュータが動きまわりますように期待しておきます。

私の手元に五十五年度の「保証価格等算定説明資料」というのがあります。これはあすの酪農部会の方にこれの五十六年度版が出されるのではないかと思ふのですけれども、あすの酪農部会には幾らになるのかというのをここで聞いても、あるいはお答えはいただけないかもしれないけれども、ただ、去年のこの方式があります。去年の方式に素直に数字をすつと当てはめたら試算は一体どうなるのか。これは農林水産省のコンピュータはちゃんと動いていて、思ひますから、これは別に手も何も加えないで去年どおりで計算をすれば答えはどうなるのかという、そのことをひとつ伺ひます。

○井上説明員 私どもは統計情報部で調査をしております生産費調査を参考にしようといった保証価格等をつくらせているわけでございます。それはもう毎年毎年その時点におきまして十分検討を加えて最善の価格を試算をしていく、こういうふうに考えているわけでございます。したがって、

今年度におきましては、今年度といひますか、いま現在におきましては、来年度の保証価格を詰めるべく、いまの時点におきましますようなデーターを用ひまして検討している、こういう状況でございます。いま、昨年と全く同じような方法で詰めている、こういうことは、実は私もやっていないわけでございます。

○安井委員 あす皆さんの方が部会に諮問する価格は何かというのを聞いておるのじゃないのですよ。去年のあの算式にすつとことしの新しい数字を当てはめてみればどうなるのかという、機械的な答えを期待しているわけなんです。

○井上説明員 私どもいろいろんな検討はするわけでございますけれども、なかなか先生の御期待に沿うような作業はしておりませんで、やはり現時点におきましますような要素を勘案いたしまして検討しているということでございます。去年のままだの数字ではどういふ価格が出るかといううなデーターは実は持つていないわけでございます。

○安井委員 いまお持ちでなければちよつと計算してくだされ。計算機をちよつと動かせば出るのじゃないですか。どうですか。

○井上説明員 コンピューターで計算する部分もあろうかと思ひますけれども、なかなかこの保証価格を詰めていくというのはむずかしい仕事でございます。なかなかそれは簡単には出ないのでございまして、ただいま来年度の保証価格を詰めるのに一生懸命やつていて、こういうことをひとつ御理解いただきたいと思ふわけでございます。

○安井委員 とにかくいつも農林水産省がおやりのものは、この三年間八十八円八十七銭という答えが、いろいろ必要な要素が違ふのだけれども、答えがみんな同じに出るのです。算式が同じで、数字が、いろいろ必要な要素が違ふのだけれども、答えがみんな同じに出るのです。農林水産省のコンピュータというのはいかに狂つてゐるか、答えだけをみんないくつかあるのだから、私のいまの質問どおり答えをやれば恐らく八十八円八十七銭にはならぬのじゃないかと思ふのです、もつと上には

なるか。私はそういうことで、だから、あすの諮問価格を聞いておるのじゃないのです。素直に計算をひとつ、いまそこになければ、この質問が終るまで示していただきたいと思います。

そこで、先ほどの統計の方からの生産費は百キロ当たり八千三百八十一円というお話があったわけでありましても、五十五年度のこの算定に使われる生産費というのはどれくらいになると押さえておられますか。

○井上説明員 統計情報部からいただきました生産費調査をもとにしていろいろな角度から検討を加えておるわけでございます。

○安井委員 その数字はいつ出るのですか。

○井上説明員 政府内部の調整をいたしまして、あすの朝の畜産振興審議会の酪農部会までには出す、そういうような目途で進めているわけでございます。

○安井委員 それはもう酪農部会に間に合ふなかつたら、これは皆さん、悪いけれども、みんな首だ。とにかくそれまでには間に合はせるのだろし、いまできていけるのでもないという、ことなかれもしませんけれども。

それではもう少しお聞きしますけれども、自給飼料生産労働費と飼育管理労働費とがいつも差をつけられるわけなんです。私どもはそれの上にさらに酪農経営の企画管理に要した労働時間も計上すべきだと思ふのですけれども、その三つのものは同じ酪農家の労働であります。質は同じなんです。労働は同じ形で計算をさるべきだと思ふのですけれども、その点についてはどういふうな作業になつてゐますか。

○井上説明員 この家族労働費の評価につきましても議論のあるところでございます。現在検討中の項目でございます。

〔福島委員長代理退席、委員長着席〕
なお、企画管理労働につきましても、この原価性について多分に疑問があるところでございます。したがって、われわれとしては来年度におきましてもこの企画管理労働について新しく評価を

するといいますが、生産費の中に組み入れていくというところは考えておりません。

○安井委員 いままでずっと農林水産省のこの算定の中では、自給飼料の生産労働費と飼育管理労働費とに計算の仕方を定めて格差をつけてきたのですけれども、いまのお話ですと、そのことについていまいち検討中なのですね、格差をどうするかということ。

○井上説明員 御指摘のように、従来飼育管理労働につきますのは、具体的に言いますと、北海道の地方におきます五人以上の製造業の賃金でもって評価がえをし、それから飼料作物の労働費につきますのは、農村地域の雇用労働でもって評価がえをしてきたところでございます。来年度についてこれをどのように取り扱うかについては、現在なお検討中でございます。

○安井委員 なかなか具体的な数字を言ってくれないのですけれども、委員長、きょう、審議会の部会の開かれる前日にこの委員会を持ったというのは初めてなんですけれども、きょうはもとと具体的な話を出していただけたということで実はきょう設定されたのですよ。そういう経過があるのは委員長も御承知だと思つたのですが、理事の間でお話ができているのですか。さっぱり何もわからないじゃないですか、いままでのお話を聞いたから。こんなことでは審議をきょうに一日早めたというところについては私も疑問を持たざるを得ないのです。これじゃ困るじゃないですか。どうですか。

○田邊委員長 いままでの経過からいまして、きょうがやはり審議会の前日ということ、皆さんの意見が大いに参酌をされる、そういう意味できょう開くことが適当であらう、こういう判断のもとに、理事会の合意を得ましてきょうの結論を出した経過でございます。

○安井委員 しかし、そのかわりきょうはもとと具体的な話を聞かせてもらえる、そういう答弁をいただけるということを前提にして設定したと思うのですが、どうですか。

○田邊委員長 しかし事務当局は誠心誠意いまだ答弁をしておる状況でございますから、その点は十分御理解をいただきたいと思います。またさらに、安井議員のおっしゃるようになるだけ核心に触れて御質問をされて結構でございます。

○安井委員 それはこちらの方は一生懸命にしたい、答へが出ないじゃないですか。もう誠心誠意を話さないようにしているのですよ、誠心誠意やっているようにですね。おかしいよ、それは。そういう約束で始めたと思うのですがね。どうなんですか。

○田邊委員長 その点については、できるだけ政府答弁も誠意をもつて答へるようにしていただきたいと思います。

○安井委員 昨年までの三年間据え置きになって八十八円八十七銭、その価格をもっと上乗せをする要素もあるし、むしろ下げ要素もないわけではないと思つています。その点まず答へてください。

○井上説明員 私ども、きょうは食肉部会が開催されておりました、それに関する試算等の資料を提出したわけでございます。これについては極力お答えできると思つておりますが、何分牛乳関係につきましては明日が酪農部会でございます。まだわれわれの最終案もまだとまってない状況でございますので、具体的に答へをするようにということをお願ひいたします。先生方の意にそぐわない答へになつてしまつてございまして、この点篤と御了解をいただきたい、このように思つてございまして。

○安井委員 こんな答へがでないのですか。

○亀岡閣下 政府の立場といたしましては、審議会に御報告を申し上げた時点において党の方にも国会の方にも実情を御報告し、審議をちょうだいをする、こういう今日までの慣習と申しまゝす。に相なつておりますために、実は私もまだ乳価関係の最終的な詰りがどうなつておるかという報告も受けておらないという事態でございまして、やはりぎりぎりまでいろいろの点を検討させて

ていただきます、草々の間でございまして、その点ひとつ御理解をいただきたい、こう思う次第でございます。

○安井委員 いままで何にも検討していないのですか。あしたの数字がどうかということも私どもは聞いていますのじゃないですか。去年の価格から今日までの段階で、価格をつり上げる要素とマイナスの要素、こんなものは常識で出てくるじゃないですか。それまで検討していないの。どうなんですか。そのことを聞いていますの。ですよ。

○井上説明員 統計情報部の牛乳の生産費調査によりますと、これは北海道だけについて申し上げますが、五十四年と比較いたしました五十五年は飼料費が一〇・五・六・六、労働費が一〇・一・四・四上昇、それから乳牛の償却費が九八・二・二でございまして、これは若干下落をいたしております。そのほか副産物につきましては、五十四年対比では一三八・八・八ということで非常に上がつております。こういったようなことが生産費調査の結果から言えるかと思つています。

○安井委員 とにかくもつと誠意をもつて国会に臨んでほしいんだ。自民党もおかしいと思つては、私も今度のこの質問の最後に、わが農林水産委員会としての乳価や肉の値段についての意向をまとめて上げた決議にしようということ、先ほど来理事間でお話をしてるのに、文章も中身も読まないで一切だめだと言ふ。話に乗つてこないというそういう姿勢もおかしいわけだ。これは法案の審議ではないし、国会の議決事項でもないのだからそんなふうな……それは事実と違ふ」と呼ぶ者あり。この際時間さえ過ぎればいいというふうな安易な態度なら、これからあと法案はたくさんありますからね、それらの審議ではわれわれは一切協力できません。そのことを一つはつきり言っておきます。(発言する者あり) それでは決議はできるのですか。これはこつちに聞かなくていかぬが、では、決議の方はひとつ理事間でお

話ししてください。

○田邊委員長 安井君に申し上げます。ただいまの問題は、理事会で協議をいたしましたおるさなかでございますので、結論を問もなく出します。

○安井委員 とにかくきょう、前日にやるということが一つ例外なんです。だから、その中身がわれわれ、われわれどころか国民の期待にこたえるようなことになつていけないということですよ。理事の方で少し話してくれませんか。(発言する者あり)

○田邊委員長 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○田邊委員長 速記を起こしてください。

安井吉典君。

○安井委員 それでは、きつとしたものを私も要求するのは無理かと思つています。しかし、一定の仮定に立つたもので結構ですから、それをこの委員会が終るまでにひとつお示しを願いたいと思つています。どうですか。

○井上説明員 ただいま算定しております価格は、生産費調査をもとにいたしまして、あの生産費調査にありますが各項目ごとに経費を積算しているわけでございます。それがなお最終段階まで至つてない、こういうことを御説明したわけでございます。一定の前提条件を置ましてひとつ試算をしてみようということでございまして、試算をいたしたいと思つています。なるべく急いでやりたいと思つています。何分最近はどうも連日徹夜で作業をやつておるような状況でございまして、なるべく急がせませんが、何時ごろになりますか、その点についてはひとつ御了承のほどをお願いしたいと思います。

○安井委員 あと買い入れ限度数量の問題についても、どうも九万トン前後減らすのじゃないかなどという報道があります。私はむしろ、第四次酪近の進捗率、これは二・五・五ぐらい見ているはずでありますけれども、それぐらいは増量をしていくというふうな構えでなければ今日の危機打開は

むずかしいのではないかと思います、どうですか。

○井上説明員 第四次臨近の目標年次は昭和六十五年でございまして、臨近計画は昭和六十五年を目標にした数値になっている、こういうことでございします。

ただ、限度数量につきましては、具体的に来年度の限度数量を決めるということに相なりますので、来年度の生乳需給関係を見まして、その上で適正に決めていく必要があると思います。先ほど御説明いたしましたように、現在乳製品は非常に過剰の状況でございまして、過剰在庫も相当抱えている、こういうような状況でございします。そういう需給事情にもあるわけでございします。全体を勘案いたしまして、適正な限度数量を決定していくようにいたしたいと思います。

○安井委員 乳価に関する問題は、さらに資料を見せたいからにいたしたいと思ひます。きょうは厚生省からもおいでいたいただいているわけですが、保育所の児童に対する生乳給与の問題です。

消費を拡大するということが非常に重大な問題になっている現在、保育所の子供にはいまなお脱脂粉乳を飲ませているというケースがあるわけですね。北海道でも牛乳を飲ませようという運動がいま起きています。これは厚生省の、保育所の措置児童に対する給食材料費の予算の見方に関係があるように、三歳未満の子供には主食と副食の給食費、三歳以上の子供は副食の給食費のみで、年の小さい子供には牛乳を飲ませるといふことで措置費の計算の基礎があるわけですね。ところが、三歳以上の子供には脱脂粉乳を飲ませるといふことで措置費の計算が行われている、私はそういうふうについているわけですが、現在保育所がどれぐらいあって、子供がどれぐらいいて、牛乳を飲ませている子供がどれぐらいいて、脱脂粉乳を飲ませている子供がどれぐらいいたという状況について恐らく統計をお持ちだと思ひますので、この際お話しいただきたいと思ひます。

○北郷説明員 現在保育所の数が約二万二千ほどございします。脱脂粉乳の使用状況を、統計でございしますのは五十四年度でございします、そのときの時点で申しますと、保育所の数が約二万一千でございします。そのうち脱脂粉乳を使用しております保育所の数が、これは個所数だけでございします、約一万五千でございします。人数でございしますが、児童数では約二百万人でございします。そのうち何人脱脂粉乳を飲んでるかという数字は私の方でございせんが、個所数だけで押さえて、先ほど申しましたような一万五千カ所、約二万のうち一万五千でございします、全体のほぼ七割の保育所が何らかの形で脱脂粉乳を使用しているという状況でございします。

脱脂粉乳を使用しております保育所でも、いま安井先生からお話がございましたように、三歳以上児が主体でございまして、三歳未満の子供につきましても生乳を使っているわけでございしますが、三歳以上の児童につきましても脱脂粉乳のほかに生乳を飲んでいられるところもございまして、その辺の数字は、私も現在のところ正確な数字を把握しておらない状況でございします。

○安井委員 措置費について、年の上の子供は脱脂粉乳の予算しか見てない、そういうことは間違いないのですね。

○北郷説明員 内訳は、細かい積算でございせんが、積算の考え方としては、三歳未満の方は、子供につきまして主給食の意味がございします。で、生乳を飲むような積算をいたしております。それから三歳以上の方は、どちらかといひますとおやつ的な飲ませ方をいたしております。そのような観点から、おっしゃるような積算をいたしております。

○安井委員 実情も問題ですけれども、私は、その積算の根拠がそういうところにあるというところについて問題があると思ひます。脱脂粉乳は日本児童福祉給食会がニュージランドから一括輸入して、価格は生乳の四分の一ぐらいい。栄養価も高い。しかし、例の特有なにおいがあるものですか。

から、子供たちは飲み残しが非常に多いそうです。小さな子供は生乳を飲んで、それから三歳から五歳の子供は脱脂粉乳で、小学校に行けば今度は生乳の学校給食があるわけですね。

大臣、これはひとつ聞いておいてください。ずっと保育所から小学校に入つての子供の生活の中で、三歳から五歳のときだけ脱脂粉乳でやらなければいけないというのはいじやないですか。農林水産省としても、もう少し厚生省に、いまのこの計算基礎がおかしいじやないかというところについて発言があつていいと思ひますが、どうなつてゐるのですか。

○井上説明員 保育所につきましてもいまの脱粉から生乳に切りかへるという先生の御提案でございまして、私も基本的にそういうことかとも思ひますが、何分子算的には措置費といふことで措置されております。こういう予算上の壁があるわけではございまして、この点なかなかむずかしいのじやないかとわれわれ思ひつてございまして、厚生省の方もそのような答弁をしておられたように思ひつてございしますが、厚生省にも意のあるところを伝えてまいりたい、このように思ひつてございします。

○安井委員 厚生省の方も、これは予算がもう間もなく通過をするという段階ですけれども、その点もつと来年度の予算編成等の中で考え直すべきじやないかと思ひますが、どうですか。それからまた農林大臣もひとつ努力をしてください。

○北郷説明員 御存じのとおり保育所の運営費につきましても全額一般会計からの支出になつておりました、限られた中で大分値段が違ひますので、飲食物費の中で余裕があれば、子供の健康の増進という角度からでもできるだけ牛乳の消費の拡大といふことは必要だと私も思ひつておりますが、予算的に一般会計の支出でございしますのになかなか簡単にはいまいないのではないかと思ひつております。

○安井委員 亀岡農水大臣にぜひ御努力をお願いいたします、北海道なら北海道で、小さな子供は北海道でできた生の乳を飲む、小学校に入つたらまた飲む、間の三歳から五歳だけがなぜニュージランドの脱脂粉乳の溶かしたものを飲まなければいけぬのか。これはただでさえ牛乳の消費が進まないといふことで嘆いてゐる農林水産大臣としては、もう少しここできちんとした発言をし努力をいただきたいと思ひます、どうですか。

○亀岡閣務大臣 厚生省にもよく事情をお聞きしまして、担当課長からいまいまお話がありましたように児童の健康という点も十分考え、恐らく予算上の理由というふうには聞いておたわけでありまして、農林水産省としても善処しなければならぬという感じを持ちましたので、来年度の予算編成、いろいろな面で非常に厳しい事情ではありましようけれども、善処していきたいと考えております。

○安井委員 さらに消費を拡大するという意味で、国産のナチュラルチーズを新しく工場をつくらせてはどうかという問題があります。ちょうど去年の畜産振興審議会の建議がありますね。建議の中にも第三項に「国産ナチュラルチーズの振興策について速やかに検討すること」といふ一項目がある。それだけではない。この委員会の場でもあるいは予算委員会でも私も問題提起をしたことがありますが、去年初めて出された問題が、ちょうど一年たった現在において進んだ処理になつてゐるかといふと、むしろ逆にメーカが参加をしないといふことになつたり、そういうようなことが背景になつて、最近の北農中央会の農林水産省の畜産局等とお話し合ひもさっぱり進んでないといふことを聞くわけでありまして、どうでしょうか、これからの見通し。

○井上説明員 チーズにつきましては、バターなどと同じく将来の成長部門の一つだと思ひます。したがって、農林省といたしまして最近進めておりますのはソフトチーズ、ソフト系のチーズにつきましては比較的外的な競争力もございします、こういった施設の助成を中心に進め

ていつているところまでございまして、すでに畜産振興事業団の方から六億五千万程度の助成も北海道と四国にありまます農協系の会社にいたしているわけでございます。

ところで、ハード系のチーズでございますが、現在関税率ともう一つは関税割り当て制度、二つの制度によりまして国産の保護を図っておるわけでございますが、ソフト系のチーズに比べてなかなか国産化がむずかしい状況にいまはあるわけでございます。昨年、畜産振興審議会の建議あるいは国会等の御要請もございまして、われわれ検討いたしまして一つの試案というのを発表いたしましたわけでございます。これは生産者と民間企業の合併の会社をつくってそこでハード系チーズをつくる、こういうような構想であつたわけでございますが、乳業メーカーあるいは生産者団体内部でそれぞれ検討いたしました結果、なかなか農林省が考えておりましたような形の会社はむずかしい、こういうようなことに相なったわけでございます。そういうことで私も、一応従来のいきさつはいきさつといたしまして、また別途の新しい観点から新しい提案を考えるべきではなからうか、こういうことを生産者団体なりメーカーに言っているわけでございます。

いずれにいたしましても、将来経営的に採算が合つかないかなやならないものでございます。技術があるのかどうか、あるいはどういった製品ができるのか、販売先が確実にあるのか、あるいは経営的な基盤がしっかりしているのかどうか、こういった点十分考えて検討していかなくちゃならないと思うわけでございます。いずれ生産者なりあるいはメーカーの方から一つの具体的な提案が出てくるのじゃないかというのをわれわれ待っているわけでございます。そういう具体的な提案を待ちまして、企業的にペイするのかどうかという観点に立つてわれわれの対応策を考えていきたい、このように考える次第でございます。

○安井委員 大臣どうですか。去年のいまごろは

かなり農林水産省も気分が落ちた形での問題への取り組みを言っていたわけですね。もうすっかりしぼんでしまつて、これは一体どうなるのかとみんな心配してあります。もつとひとつここで気合を入れたいと思ふのですが、大臣どうですか。

○農岡國務大臣 実の話、私も就任直後畜産当局がえらい気合いを入れておりますので、各メーカー関係者に来てもらひまして、できるだけ早急に農林水産省の意向に沿つて協力してほしい、この要請をいたしましたわけでありまして、そのとき関係メーカーの皆さんは非常に冷たいという感じを私は受けたわけでありまして。これは困つたなということでも何回か畜産局を通じて督促をいたしましたわけでありまして、結局いま事務当局から答弁申し上げましたような線で積極的な返答が参らない、こういうのが現状でございます。メーカーのそういうあれを待っておつたのではないつまでたつてもらひが明かぬ、こういうふうな感じも持ちまして、別途生産者は生産者としての擁護体制をとる、そういう方向に力を入れていくということも一つの手法ではないか、こういうことで指導をいたしておるわけでありまして。

結局採算がとれるかとならないかの検討がなかなか見きわめがつかぬというのがメーカーの言い分、こう私は感じ取つてきておるわけでございます。今後とも酪農を奨励する以上、やつてまいります以上、バター、チーズこれはどうしても両々相まって生産をしていかなくちゃ足腰の強い酪農をつくり上げていくことはできないことは、先進酪農国の歩んできた道をたどつてみればわかることでもあります。そういう点、いろいろ外国からチーズ工場をつくるについても文句が来ますけれども、それにつきましては、酪農をやる以上は、当然チーズもバターもつくらなければ酪農そのものを否定することにつながるのじゃないか、この間も豪州の閣僚会議のとき等にはそういうことを申しまして相手国の酪農関係者の理解を求めておる。こういうことを努力していけば、私はそ

ういうナチュラルチーズの生産体制も確立できると思つておる次第でございます。

○安井委員 もう一度去年のあの熱意をかき立てていただいて、取り組んでいただきたいと思ひます。

いま外国との関係というお話が出ましたけれども、それでは擬製乳製品と言われているものの輸入の問題をこの際お尋ねをしていきたいと思ひます。この委員会でもしばしば取り上げられていた問題でもありますが、私も特に予算委員会に出て、この委員会にはなかなか来てもらえない通産大臣、外務大臣、大蔵大臣、それと農林水産大臣と四人に、いわゆる調製食用脂の問題だけでも解決できないかということをお尋ねをした際に、四大臣の意見が食い違つたものでありますから、ひとつ統一見解を示してほしい、こういうことで保留をしておつたわけですね。ところが、予算委員会が後で強行採決で総括質問が一日短くなつてしまつて、出番がなくて、いわゆる政府の統一答弁なるものを予算委員会の場合にお聞かせを願ふことができません。いままで今日に至つておるわけですね。

きょうはそれぞれの省の大臣がお見えになつて代理としてお答えを願ひたいわけですね。当時、私のところにお見えになつた各省の方から、この問題について政府としての統一答弁は予算委員会以外務大臣がする、そういうことになつておつたので、きょうは外務大臣の代理として外務省の国際課長でしたか、おいでいただいておりますので、その点伺ひたいと思ひます。

○池田説明員 調製食用脂の輸入問題につきましては、わが国の酪農が当面しております諸困難を踏まえて何とか適切な対応を図りたいということ、関係省が一体となつて現在まさに輸出と鋭意協議を続けておるところでございます。

この問題につきましては、実は三月七日の衆議院予算委員会、伊東外務大臣の方から統一見解ということで御説明申し上げてございますが、その際に大臣の方からも申し上げましたとおり、今

月末、乳価の決定が迫つておりますので、それまでには何とか具体的な解決策を見つけたということとで四省考えを一つにしてやつておる、いままさにそういう方向で鋭意努力をしておりますところでありまして、相手国ともいろいろな問題がございしますが、国内の事情も踏まえて何とかこれを解決しようというところで、関係省庁と協議の上、外務省としてもやつておるところでございます。かような状況でございますので、いましばらく成り行きを見守つていただきたいと思います。

○安井委員 農水省が一生懸命にやるのは当然なんですけれども、わが国酪農が当面している諸困難を踏まえてということが一応統一見解になつたことは、私は評価できると思ひます。農水省だけじゃなしに、ほかの全部の省が酪農の困難ということを統一見解として示したことは評価できると思ひますけれども、具体的な対策がどうも足踏みしているような気がするわけですね。農水省の方は、大臣、後から伺ひますが、通産省と大蔵省からもひとつこの点について伺ひます。

○横山説明員 お答えいたします。通産省といたしましても、ただいま御紹介のございました政府統一答弁に基づきまして、当面している酪農の諸困難を踏まえて適切な対応を図るというこの方針ののつとりまして、私どもの分担すべき分野でいかなる御協力ができるかということとを念頭に置きつつ努力をしておるところでございます。

○吉川説明員 お答え申し上げます。ただいま外務、通産からもお答えがございまして、たように、私もいたしまして、調製食用脂の輸入問題につきましては、わが国の酪農が当面している諸困難を踏まえて適切な対応を図るべく、関係省が一体となつて関係輸出と鋭意協議を続けておるところでございまして、今月中に問題の解決を図るべく、大蔵省としても努力をしておりますところでございます。

○安井委員 そこで農水省の方なんですが、私たちが初め問題提起をしたのは、AからIQに移

題だというふうに思っております。

結論から申しますと、過剰分ができるだけにはける、需要が起るというのを期待しながら、もしもそういうことでなお管理に支障を来すような事態があれば、その時点でもう一回判断をいたしたい。ただいまのところ、先ほど申しましたように食用として使った方がいいと思ひますし、そういう需要の回復を、市況を見ながら適切な管理をしてまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

○安井委員 農水省の方に伺いますけれども、大臣、特に海外の援助用にわずかですけれども出した経過があります。開発途上国への援助物資として、これはそちらの方の財源に乗って出すということになるわけでありすけれども、特に脱脂だと思ひますね、その道をもっと探求すべきではないか。それからもう一つは、思い切つてえさ用に脱脂を回していくという道、そういうようなことが考えられると思ひます。

つまり、国内の市況に大きな影響を与えては困るわけですから余り方法がないと思ひますが、そういうようなことをもつと積極的に考えていくということがある必要なのではないでしょうか。いろいろな手法を組み合わせて考えていくというようなこの間の御答弁もありすけれども、具体的な取り組みはどうでしょうか、私はまあ一つ提案をしたわけですが。

○亀岡国務大臣 御指摘のとおりに私も考えておるわけでありすが、そうかといつて、この間ザイル共和国には五百三十三トンの脱脂粉乳の援助をいたしたわけでありすが、それじゃほかにも出すかということになりますと、それらの国々から自分たちの市場を乱されては困るというような苦情がすぐにはね返ってくるというところで、そういう援助をするについてもなかなか実際の話に具体的な進まないというわけでございます。しかし何としても、先ほど来の論議のとおりこの過剰在庫が酪農を圧迫するという

厳然たる事実が否定できないわけでありすが、できるだけ適正在庫に近づける最大の努力をしておる次第でございます。

○安井委員 中央酪農会議が、政府が二分の一ぐらゐの負担をするという気があるのなら、残りの二分の一を生産者と処理業者との間で分担する方法はないではないかという提案をしたということを開いて見ます。これについてはどうですか。

○井上説明員 脱脂粉乳を子牛でありますとか子豚に給与していくということは、こういった家畜の保育にどうしても必要なことでございます。ただ、そういった畜産農家はなるべく安い脱脂粉乳を希望するというところで、先ほど輸入のところでも申し上げましたが、輸入脱脂粉乳を使っているわけでございます。国内脱脂粉乳に比べて、これは相場によつて変動いたしますけれども二分の一でありまして三分の一、あるいは場合によっては四分の一という価格でありましたので、どうしても輸入脱脂粉乳に頼るという傾向があつたわけでありまして、国内が過剰であるのに脱脂粉乳を輸入してえさに使っているというふうな、いささか皮肉な現象が出ておるわけでございます。

これらの処分の最大の問題は、何といつても財政負担の問題だと思ひます。脱脂粉乳につきましてはすでに不足払いということで財政負担をしておるわけでございますが、さらにえさに回すことによつて財政負担が要るわけでございます。ただ、まあ生産者のそういう提案も一つの提案だろうと思ひます。われわれとしても、どういふような形でその提案が具体化されるのか、財政負担ができれば一番いいわけでありすが、もしできないような場合には畜産農家の方にも協力を願わないといけないわけでございます。一つの提案と受けとめまして検討させていただきたいと思ひます。

○安井委員 もう一つ最後に伺つておきたいのは農家の負債整理の問題です。ここに北海道の道庁と北農中央会とが酪農家の経済階層区分別に対策

を練るためにつくつた資料があります。これは恐らく農水省にもつと行つておると思うのですが、一万六千二百六十七の酪農戸数、このうち差し引き余剰が昨年末に出た農家をA農家とすると、それは三〇・六％にしかすぎない、あともう全部B、C、Dは赤字になつておるわけですね。特にD農家はもう家計費も賄えない。こういうふうなわけで、約定償還元金まで全部支払つた結果で見れば、平均してA農家は黒字が百七十七万七千円、B農家は百六十六万八千円の赤字、C農家は三百五十二万五千円の赤字、D農家は何と八百二十三万五千円の赤字。これは一年間です、一年間の収支がこういうふうな状況にあるわけですね。

先ほど生産費調査等の結果をお聞きしますと、何だか一年間の北海道の酪農は生産費では去年よりも安くなつておるという数字のようで、それならめでたしめでたしですけれども、現実のこの姿とどうつり合ふのか、私もちょっと疑問に思ひながらさつき伺つていたわけでありす。もつと詳しい資料の中身の説明はもう時間がありませんのでやめますけれども、こういうふうな状態に對して、これは北海道だけじゃない、全国の酪農家も似たような姿にあるし、さらに冷害で苦しむ農家も、水田農家にしても東北等同じような状況があらわれておると思ひます。したがつて、これらに對して単に利子補給をしてやるからとか、ちよつと延長してやるから、そんなようなことでは対応できないのではないかと思ひます。ひとつ抜本的な対応策をこの際示すべきではないかと思ひますが、これは農林水産大臣いかがですか。

○亀岡国務大臣 日本の酪農家は、私がいつも申し上げておりますとおり日本農政の先頭を切つて挺身をしておるというふうに私は理解をいたしておるわけでありす。歴史が一番短いわけであるにもかかわらず、国際酪農水準に着々と近づきつつある意味においては、大変私は酪農家の皆さん方に敬意を表し、その労を多とするわけでありす。

ところが、その日本農政の最先端を歩いていただいておる酪農家の皆さんが、いま御指摘のように負債でにっちもさっちもいかないという方が七割近くもおる、これであつたのでは、もう先頭を切つていただいている酪農家の諸君が途中でおかしくなつたのでは、日本農政二十一世紀に向かつて暗たんたるものになつてしまふので、どうしてもこの酪農家の皆さん方には、あるべき姿の中に酪農を安定的に経営してけるような施策を講ずべきである、こう考えまして、この負債に對する積極的な対策というものを私も就任早々事務当局に命じておるわけでございます。近く結論が得られることと思ひますが、やはりそのような気持ちで総合的な施策も講じてきたわけでありすが、さらに五十七年度の厳しい予算編成の中においてもそういう点は特別に考慮をしていかなければならぬ、こういうふうな考えておる次第でございます。

○安井委員 この乳価決定までの段階にその問題について一つの答えをお出しになるおつもりですか。

○亀岡国務大臣 まあできればそうしたい、こう考えております。

○安井委員 その中身は、いまの段階でお話し願えませんか。

○亀岡国務大臣 財政当局とも——これまた相当経費を要するわけでありすが、この点はもう少しお待ちをいただきたい、こう思ひます。

○安井委員 それでは、乳価が決まるまでといったらもうあした、あさつてぐらいでしようね。それまでにはお出しになるということ、それは確認をしてよろしいですね。

○亀岡国務大臣 先ほど申し上げましたとおり、そうしたいというところで最後の詰めをやらしておるというところでございます。

○安井委員 大臣、最後に、いま鈴木総理が政治生命をかけるといういわゆる行政改革の問題について大臣のお考えを伺つて終わりたいと思ひます。

政治生命をかける人がだんだん何人も出てきて、大蔵大臣、行管長官、一体どうなることなのかと思うのですけれども、一律に補助金を削減するなどといったって、そうなれば農業に対するしわ寄せというものが非常に強くなってしまふ。大抵税金というのは、金のある人から取った歳入で弱いところに配るのが、これは国の財政の仕組みなわけですよ。その上の方の歳入の方は抑えてしまつて、大きな企業に対する租税特別措置などはそのまゝにしておいて、力の弱い農民の補助金をぶつた切るといふようなことでは、とにかく財界がいまそれやれそれやれと言つてやつていけるものですから、財界主導の行政改革ということになると弱肉強食になつてしまふのではないかと、そのことを私も心配しています。

私も党の行政改革の責任者でもあるし、行政改革はやらなければいかぬと思います。やらなければいかぬが、何でもかんでもぶつた切れではないに、そのものの価値観を明確にして、今日の段階で何が大切なのか、何はもう少しがまんをしてもらつてもいいの、あるいは力のある人々がまんのことに主眼を置かなければ、これは本当の行政改革じゃないと思うのです。何か農林水産大臣、鈴木総理に肩をたたかれていたということの記事もありましたので、その点ひとつ最後に伺つておきたいと思ひます。

○農岡国務大臣 やはり私どもは、農業基本法を中心にして、国会で制定していただいた法律に基づき、また農林省としてやらざるを得ないというふうに、これらの法律の精神に基づいて行政的に進めなければならぬという施策を進めておるに必要な助成金というものを出しておるわけでございます。したがういまして、行政改革は進めなければならぬということ、これはもう総理が全国民に公約をいたしましたわけでありまして、私もそのとおりでございます。この総理の気持ちを実行をしていかなければならぬ、こう考えます。しかし、その際にも、やはり筋の通つた説明のつ

く、しかも食糧増産やあるいは漁業振興やあるいは林業発展のために本當にやらねばならぬ仕事を黙々とやつておる農林漁家の皆さん方のことを考えました際には、やはりこれの方々に説明のつく、納得がいくのを私もはつきりしなければならぬ、こういう考えを持っておる次第でございます。

○安井委員 終わります。

○田邊委員 玉沢徳一郎君。

○玉沢委員 畜産価格、乳価の決定を前にいたしまして、一般情勢に関する質問をさせていただきます。

昨年国会におきましては、食糧自給力の向上を図るべしとの国会の決議がなされたわけでございます。総合安保という立場から考えましても、日本国民が激動の時代に生き抜いていく、そういう観点から考えましても、食糧の自給力を向上させるということ、これは急務のことでございます。ところが、こうした努力にもかかわらず、外国からの農産物の輸入が増大するということが、あるいはまた、自動車の輸出の犠牲に農民がなつておるのではないか、こういう考え方が一般に通用いたしておるわけでございます。

したがういまして、将来に対する不安というものがもし高じていくということに相なりますれば、日本がとつてまいりました、特に農林省がとつてまいりました政策そのものにも非常な不信をもつて迎へられますし、実行ができないのじやないか、私はこういう考えがいたすわけでございます。この点を事実を明確にいたしまして、また農林省自身の信念のほどと政策を明確にいたしていただきたい、この点を事実を明らかにして論じてみたいと思ひます。

そこで現在、酪農関係から申し上げてまいりますと、牛乳が余つておるといふことが言われております。特に乳製品、バターにおきましては三万五千トン、六・八カ月分、生乳換算にいたしまして四十七万五千トン、脱脂粉乳が八万五千トン、

生乳換算にしまして五十五万九千トン、九・一カ月分、こういうものが余つておる、こういうふうな言われておるわけでございますが、この点に關しまして、なぜこういうような余る状況になつたのか、まず農林省の見解をお聞きしたいと存じます。

○井上説明員 在庫の状況につきましてはいまだ先生御指摘のとおりでございます。

どうしてこういうような需給の不均衡が生まれて乳製品の過剰を招来したのかということでございますが、やはり消費が、従来のように飲用牛乳あるいは乳製品とも急激に伸びるというふうな段階から、非常に安定といひますか鈍化の段階に入つてきているわけでございます。しかるに、配合飼料価格等の生産資材の価格がわりと安定をいた、安くなくなつてきたといふようなこと、しかし乳価の方はその水準がそのまま維持されて、酪農家農面への経営環境が好転をいたしまして、酪農家の生産意欲が向上をいたしたということ、あるいは搾乳牛の一頭当たりの搾乳量が非常に増加をいたしてきております。この四、五年のうちに一割ぐらゐの搾乳量の増加があるわけでございます。そういうことと、あるいは乳牛の飼養管理技術が向上をいたしまして、そういう意味で酪農の経営規模を大規模化できるような、そういう素地ができてきた、こういうようなことが重なりました。生乳の生産量が急速に増大して、それが需要の伸びを上回るようになった、これが供給が過剰になった主たる原因ではないか、このように考えております。

○玉沢委員 需要が伸びないといふものの中に、たとえば市乳の販売におきまして、昨年冷害の影響が相当あったのじやないか、こういう点もあると思ひます。それから同時に、いま農林省では挙げませんでしだけれども、輸入農産物の影響、こういうものがあるのではないかと指摘が相当あるわけでございます。

そこで、私は輸入農産物の実態というものをより明確に数字を見てみたわけでございます。そう

しますと、酪農をめぐる情勢で資料をいただきましたが、脱脂粉乳は五十五年におきましては七万九千トン輸入しておる、生乳換算にして五十三万八千トンでございます。それからナチュラルチーズが七万四千四百八十八トン、生乳換算にして百万トン、乳糖が六万一千トン、生乳換算にして二十万トン、カゼインが二万二千トン、生乳換算にして七万六千トン、そして調製油脂、ココア調製品、こういうふうになつておるわけでございます。

そこで、事実関係を明確にいたしたいと思ひわけでございますが、いま脱脂粉乳が国内の生産の分が八万五千トン、生乳換算にして五十五万九千トン余つておるわけでございますけれども、実績のほぼ同じものが外国から輸入をされておる、こういうのはだれが考えてもちよつとおかしいのではないかと。生乳換算にして全部で二百五十万トンでございますけれども、一番大きいのがナチュラルチーズの百万トン分、その次が脱脂粉乳の五十三万八千トンなわけでございます。ですから、国内のものが余つていて外国から入れるのがたくさん入つてくる、これはどう考えましてもきつておかしいのではないかと。この点についてはどうですか。農林省はどう考えているのですか。

○井上説明員 乳製品の中で大きな量を占めておりますのは脱脂粉乳とナチュラルチーズでございます。この資料にもございますように、飼料用でありましてか学校給食用あるいは福祉用でございます。それから、ナチュラルチーズは通常のナチュラルチーズが入るわけでございますが、これらについて共通しておりますのは、こういったものを国内ではなかなかこういった価格でつくれないということだと思ひます。

脱脂粉乳につきましては、一定の特定目的といひますか、政策目的を持って輸入しております。安いものでないと思ひます。これは、学校給食用で、これは学校給食で料理に使つていよう

非常に低いようでありますが、しかしこれはもう本当に国際価格に対する課徴金というものを相当高率に取っておくわけであります。たとえて申し上げますと、バターについては三十一%、脱粉については二七・九%、牛肉については一〇・四%、こういうような課徴金を徴収しておる。こういうふうにしてそれぞれの農家を守っておる。

日本もそれに負ける必要はないわけでありますから、私も就任以来振興乳製品については、ニュージーランドに対し、またベルギーに対し毅然たる態度で自主規制、最初はI・Qをやりますよと通告したわけですが、これが非常に大きな反響をもたらしまして、そうしてガットの場合、われわれがこれはバターである、こういう指摘をしたわけですが、いや、その製品はバターではない、こういう結論をガットで出されてしまつておるものから、したがって今度は自主規制を求めようというところで、現在もジュネーブにおいて、またニュージーランドにおいて、自主規制を求めるべく二国間で話し合いを進めておるということでございます。

○五沢委員 時間が大分切迫しましたので畜産の問題に入りますが、やはり農民に對しましては各所で非常に手厚い政策をとつておる。したがって、牛肉の問題につきましても、私はいままで農林省がとつてきた政策というのは間違つていなかったと思ひます。

と申しますのは、確かにいま十三万五千トンの牛肉を入れております。約十三万五千トンです。しかしながら、これはあくまでも日本政府が、国内の生産農家に對して影響がないという範圍で入れようじゃないか、だからあくまでも足りないものを入れる。そうして入れたものは、畜産事業団が一元化輸入をして、そして日本の国内の価格に合わせて売る。その差益が相当出ているはずでございます。その差益を農民の生産意欲を高めるために回している、これがなかなか理解できない。ただ外国からの圧力で、東京ラウンドで五十八年度までに十三万五千トンだから、十三万五

千トンを何がんばんでも実現しなければいかぬ、国内の農家を圧迫しても十三万五千トンだ、それから五十八年度以降になれば、また交渉をしてこれが十五万トンとか二十万トンになるのじゃないか、そうすれば国内の農家はもともと苦しいものではないか、こういう先行きの不安があるというところには私は大きな問題があると思うのです。ですからあくまでも、外国から牛肉を入れるにしても、これは足りないものを入れるのだ、入れたものは、やはり一元化輸入で、これは日本が確保して、そしてその差益というものを出しているのだ、ちなみに、これはなかなか明らかにされておられませんから、畜産事業団が五十一年度から始めた差益を、今日までどれだけ生じておつて、主なものに對してはどういうように使つておるのか、言つていただきたいと思います。

○井上説明員 畜産振興事業団の差益金についてのお尋ねでございます。輸入牛肉の売買差益はどうかと申しますと、事業団が原則として輸入で買ひまして輸入で売る、こういう制度をとつております。したがって、日本の国内相場あるいは海外の相場によりまして差益の発生状況が違つてくるわけでございます。

それが各年度ごとに出てきておりますが、五十一年度から申し上げますと、五十一年度の差益金が三百八億、それから五十二年度は三百九十三億、五十三年度が四百五十四億、五十四年度が四百二十一億、五十五年の見込みであります。これは大体二百四十億前後出るのはないか、あるいは若干下回るかも知れませんが、大体この程度を見込んでおります。

この差益金ほどのように使われるかということでございますが、これは畜産物の価格安定等に関する法律に明確に規定されておまして、益金の十分の二につきましては一種の価格変動準備金というふうな性格だと思ひますが、資本金の二五%に相当する額に達するまでは積み立てる。資本金の二五%までは差益の十分の二について積み立てるということなんです。それで残額につきましては助

成勘定というのがございます。これは各種の助成事業をやる勘定でございますが、その助成勘定に繰り入れまして使用しております。使用は、これは農林省令で定める事業に限定されておまして、事業は肉用牛の生産の振興とか、あるいは畜産経営の指導あるいは技術指導、それから主な畜産物の流通合理化、たとえば食肉センターでありますとかあるいはソフトチーズの施設なんかがございますけれども、これらに助成するようになっております。

これは各年非常に多岐にわたつておりますので、五十五年度について見ますと、子牛の生産奨励です。先ほど御質問ありましたように、子牛の生産奨励金といたしまして一頭一万五千元を出すというふうな事業をやつております。あるいは稲転地域で肉用牛を始める。肉用牛を始めまして、稲作転換をいたしまして飼料作物を導入する、こういう事業でありますとか、それから消費者対策といたしまして、牛肉がなるべく安く消費者に渡りますように、新しい牛肉の値下げルート新設事業といたしまして、つまり従来のような卸を通して小売に行くというふうな流通じゃなしに、組合自身が組合員と直結をして肉を届けるような、そういう事業をやつております。それから子牛の価格安定基金というのがございますが、その基金に對する助成でありますとか、あるいは酪農に對しまして低利資金を融資しております。あるいは養豚経営に對する低利資金の利子補給などもこの指定助成事業として実施しているものでござい

ます。それから牛乳の計画生産でありますとか飲用牛乳の消費拡大等の費用、三十三億円五十五年度は助成いたしましたけれども、これもこういう差益の中から出している、こういうことでござい

ます。○五沢委員 制度としましては、強い牛肉を非常に巧みに利用しまして、日本で言うならば柔よく剛を制す、こういうような制度であるとも言えるのじゃないかと思ふのです。

つまり、たとえば子牛の値段が下がった場合には、いままで三万円、あるいはいまは一万五千元

の子牛生産奨励金を肉用牛の場合には出して

もしさらに下落した場合におきましては、この制度を利用してまた三万円ということもあり得る。さらにまた、乳牛が子牛を生産した場合に、外国からの脱脂粉乳というよりは、もっと徹底すれば、全乳保育をして子供に母乳を飲ませるということにすれば、さらには生乳の消費そのものも伸びるのだ、だからそれを奨励するためにいまキロ当たり三十円の補助を出しておる。やはりこういう制度は今後も維持していくのだ、このことによつて農家にも大きな恩恵になると私は思ふわけ

でございます。外国からの農産物そのものが、すべてがすべて日本の国内の農家の生産を阻害を

しているのじゃないのだという点ももう少しよく認識をしておくべきではないか、こう考へるわけ

でございます。要するに制度を守つて農家の所得を向上させる、こういうところにウエートがな

ければいかぬ。

そこで、きょう今後の畜産物価格の方におきましては諮問案が出たわけでございますが、さらにはまた、乳価の問題につきましても適正な価格を諮問をしていただくということが大事であると思ひます。これはできるだけ上げろということも望ましいことでございますが、しかし一方におきましては、同時に消費者というものも存在をいたしておるわけでございます。余り高い農産物価格になりますと、先ほども言ひましたように消費が伸びない。この整合性をいかにするかということがきつて重大な問題であると思ひます。ですから生産価格を、保証価格を上げたことによつて酪農情勢の解決がすべて成つたのじゃないのだというところが問題でございます。一方において消費者には価格を低くする、生産者の方々に對しては高くする、こういう矛盾した政策を一度にすることはできないというところに大きな問題点があると思ふわけでございます。

そこで、私は問題を一点にしばりまして、やはり農家の所得を向上せしめるといふ点からいいますならば、たとえば北海道におきましては千七百

万円の負債が一農家当たりある、あるいは都府県におきましては五百万円の負債がある。これはいままでも農家の皆さんが一生懸命努力をしまして、外国の飼養頭数と変わらない非常に急激な努力をいたしてきた結果であると思うわけでございませう。それを急激に借金を返済しろということになりまますと、農家経営にとって大きな問題でありまますから、つまり金融政策におきまして、たとえば償還期限の延期、金利負担の軽減というものを、もともとダイナミックに考えていく必要があるのじゃないか。それによつて農家の所得を向上することができるとは思ふ。あるいは自給飼料の面におきましても、改善をすることができるとは思ふ。外国からの飼料におきましても、安いときとできるだけたくさん買つて、これを備蓄をして国際的な変動に対処して、農家が不安を抱かないように計画生産をすることができるとは思ふ。こういう点にもつと留意をすべきではないか、こう考えるわけでございませうが、時間が参りましたので、この点に關してだけ質問をしまして、終わりたいと思ひます。

○井上説明員 牛肉の差益を助成勘定に入れました、これをいかに効率的に使用していくかということだと思ひますが、先ほど大臣からも御答弁がありましたように、酪農の負債対策につきましては、われわれ命を受けまして細部を詰めて、こういうような段階でございませう。その他の事業につきましても、そのときどきの必要性等を十分勘案いたしまして、適切に助成事業を決定するようになつてまいりたい、こういうふうに思ひます。

○玉沢委員 終わります。

○田邊委員長 吉浦忠治君。

○吉浦委員 私は、先般の委員会に引き続きまして乳価の問題、すなわち凝乳製品の問題とかあるいは金融対策でありますとか、消費問題を含めまして御質問を申し上げたいわけでございませうけれども、質問に入る前に、最初に養鶏問題で二、三質問をさせていただきたいと思ひわけでございませう。

五十三年の六月に、卵価が低迷をいたしておられますときに、衆議院の農林水産委員会が委員会決議を行つたわけであります。

〔委員長退席、福島委員長代理着席〕
その折に、養鶏を農業の一部門とするということ、大変生産養鶏農家の方々が喜んで、今日の卵価の安定と申しますか、その当時から見れば比較的高い目に推移をしているような状態でありまして、喜ばしい状態が生まれたわけでありませうけれども、御承知のように鶏卵需給安定対策検討会というものが開かれまして、昨年の暮れでございませうが、その内容等については生産者の間からかなりの不信なり不満なり疑問が出てゐるわけでございます。

こういう点を最初にお尋ねをいたしたいと思ひます。うわけでありませうが、疑問はそれぞれあると思ひますけれども、まず凍結羽数の問題でありませう。四十九年の五月の時点で、生産農家の方々が大変苦慮されて、このときの凍結羽数を基準にして減羽を行つてきたわけでありますけれども、これを五十五年の五月の時点で見直すというふうな状態になつてゐる点が一つであります。

二番目は、いわゆる低卵価の原因となつておられますのは、先般の委員会でも御指摘ありましたが、やみ増羽を一定羽数、いわゆるやみ増羽分の二〇%ないしは三〇%を減羽させるようにするという点でありますけれども、そうなりますと、残りのやみ増羽分を凍結羽数として認めるといふ、やみ増羽をやつた者が得するような行き方の決め方にならうと思ひます。この検討会でも、二〇%以上にするとあるいはもっと高い地点にするとかいふような意見にいろいろ分かれてゐるようです。生産者の声がこれに反映をしておりますが、以上の内容を盛り込んだ局長通達で、一昨日の局長答弁によりまして五月ごろ出されるというふうなことを聞きましたが、もしもこのとおりものが出されますと、やみ増羽者を許して、ま

じめに生産調整を守つてきた生産者に犠牲を強い結果になると思ひます。

そうなりますと、五十三年の当委員会決議をいたしました養鶏農家を、生産者のその立場が行政不信につながりはないかと私は心配をしております。そういう点で、今日までの経過の中で、まじめな生産者は卵価の回復を望んでおりましたのが、五十四年八月には自主減羽を示して、五十五年五月の羽数は四十九年の時点より減つてゐる点が考えられるわけですが、そういう点でまず第一にお尋ねをいたしたいのは、現在生産者の個々の凍結羽数は四十九年五月時点の羽数を保障してもらいたい、それを通達の中にきちと明記してもらいたい。この点をまず最初にお尋ねいたします。

○井上説明員 昭和五十六年度の生産調整についての基本的な進め方の通達はことしの五月ごろに出す予定で作業を進めてゐるわけでございませう。先生御指摘のいまの点がその問題の一つでございまして、いつの時点の羽数を凍結羽数にするのかという点でございませう。

生産調整は昭和四十七年から始まつたと思ひますけれども、非常に精緻な形になりましたのは昭和四十九年からでございまして、その時点の羽数をもつて凍結羽数としたわけでございませうが、よくよく検討してみますと、どうもその羽数自身がいまの実態と多少かけ離れてゐるのじゃないかという議論がございまして、むしろ現実的には五十五年五月時点の羽数の方が生産調整の基準にする羽数としては適当じゃないのだから、かといふような御意見があるようにわれわれ伺つておるわけでございませう。

ただ、それは総羽数でございまして、ただいま御指摘になりました個々の農家の問題がございませう。生産調整に協力しなかつた者もございませうし、生産調整に協力してしかも羽数をどんどん減らしてきた人もゐるわけでございませう。そういう人が後継者ができてその後継者に経営を譲り渡す、そういう場合に、いままでは飼養頭羽数を減

減少させてきたけれども、さらにもつと多くしたいといふような希望のある経営農家もおられると思ひます。

そういうことで、まだどの時点の羽数を凍結羽数にするかは最終的な結論を出してございませう。これは今後詰めていきたいと思ひますけれども、仮に五十五年五月の時点の羽数で凍結をするということにでもなりましたら、恐らくいま申し上げましたような経営に支障が出てくる、こういうぐあいに考えますので、そういう経営者、つまり生産調整を守つてきていて飼養頭数を減少させてきた農家につきましては、それ以後さらに飼養規模をふやしていきたいといふような場合には、そういうことができないような配慮をしていく必要があるかと思ひます。その点については弾力的に配慮がされるようにしていきたい、われわれこのように考えます。

○吉浦委員 一昨日の局長答弁によりまして、いまのと同じようなことを答弁されたわけですが、そうなりますと、四十九年の時点にまじめにやつた人、これは全くなかをみてしまふ。それはいま審議官が言つてゐるのと同じでありまして、五十五年五月の時点でいふのは生産者全体の状態を見て決める、こうおっしゃるけれども、四十九年の時点を考慮しなかつたならば、そのときに悩み苦しんで減羽をした人たちは何の救いもない。強引に横やりを押してやみ増羽をやつた人だけが得するようなことをするならば、これは眞の行政とは言えない。ですから、そういうものをきちと局長通達の中に織り込まなければいけない。どうですか。

○井上説明員 お答えいたします。

まず、凍結羽数といふのは、四十九年、五十五年のそれぞれ五月時点の羽数を申し上げまします。四十九年時点では、これは凍結羽数になつてゐるわけでございませうが、一億二千六百七十八万八千羽でございませう。五十五年五月は一億七千六十万羽でございまして、四十九年対比で五十五年を見ますと八四・九%、約一五%ぐらい羽数が減つ

ているわけでございます。したがって、羽数の基準をどこに置くかという、それはマクロの問題でございますが、これは四十九年よりもむしろ五十五年の方がより現実的ではなからうかというような意見が強かったように思うわけでござい

ただ、先生おっしゃいますように、そうしますといままでまじめにやってきました者はばかを見るじやないかという個々の生産者の調整の問題があらうかと思ひます。それにつきましては、いままです生産調整に協力し、さらに減羽をやってきた人が、この五十五年時点の羽数で凍結されますと今後の経営規模拡大ができなくなる、こういうような場合もあるかと思ひます。そういう場合にはそういう養鶏家に対しては弾力的な措置、つまり経営規模の拡大ができるような措置を考えていく必要があるかと思ひます。その点十分に考えて対応策を考えてまいり所存でございます。

○吉浦委員 そうしますと、前々から課題になっておりました点で、要するに凍結の下限羽数ですね、五千羽までで抑えておりましたけれども、小規模経営の方々が、そんなこと言つては申しわけありませんけれども、どなたもやみ増羽に対する減羽のときは犠牲を払われたわけではありますけれども、言うなれば小規模経営の方々の出血の方が大きかったと思うのです。ですから下限の五千羽を長い間の懸案であります一万羽までに伸ばすようにぜひ考えていただきたいし、また行政指導をやつていただきたいと思うのです。この点についていかがでございますか。

○井上説明員 飼養頭数をどこに置くかということでございます。つまり生産調整をする層層を何羽以上にするかという問題、これは非常に大きな問題でございます。当初は経営規模が拡大していくという階層をとらえて、その農家の飼養頭数を抑えていけば生産調整ができるじやないか、こういう考え方でやつたわけでござい

まして、その農家の飼養いたします鶏の羽数の総羽数に占めるウェイトが非常に高くなつてきているわけでございします。そういうことから農家の飼養頭数の下限を五千羽から一万羽に引き上げてはどうなのかという意見があるわけでございします。これもまた賛否両論でございます。

われわれもこの取り扱いに非常に困つてゐるわけでございしますけれども、一つは経営の自立が可能な飼養頭数がどの程度であるのか、五千羽で引くのか一万羽で引くのかという問題、あるいは引き上げたことによりまして鶏卵の需給にどういふような影響を与えるのかという問題、それからもう一つは、先生御案内かと思ひますが、昭和五十六年度から無断増羽者につきましては配合飼料の価格安定制度から排除する、そういう措置をとつております。それとの関係もございします。五千羽から一万羽に引き上げたことになりまして、仮にそういうぐあいになりますと、一万羽以下の農家に対してはこの排除措置が効かないことになりまして。そういう点全体をよく考えまして、下限を五千羽にするのか一万羽にするのか検討してまいりたいと思ひます。

○吉浦委員 これは十分な検討をするときがもう来ていると思ひます。ですから、これから後で私は取り上げますけれども、やみ増羽を困つてゐるような商社経営なり企業経営なりというものをきつとチェックしていけば、こういう小規模経営の方々のアップは当然あつてしかるべきではないか。これは当然であると思ひます。確信を持つて私は言えると思ひます。検討してもらつたじやなくて、もうこれは一万羽まで伸ばすというその時点が来ているというふうに私は思ひます。けれども、もう一回どうぞ。

○井上説明員 先生のような有力な意見のあることはわれわれは十分承知しております。しかし、片や五千羽にという意見もあるようございしますが、先生の御意向等を十分考慮に入れます、なお検討してまいりたいと思ひます。

○吉浦委員 一方、やみ増羽者は、現実にはもと

の羽数に戻すのは無理だという理由として、それがわすか二、三〇%のやみ増羽分の減羽で許されるというのなら、残りの八〇%は凍結羽数として認められるわけで、こうなりますと、やみ増羽をやつた者が得だ、二、三〇%だけ切り捨てになつてあとのものは残るといふのなら、増羽した分だけ得するといふことになつてしまふのです。ですから、こういう矛盾がまじめに働いた人たちにどうしても納得できない。まじめに働いていらつしやる生産者がやみ増羽者の犠牲になつていくことであれば、国会決議をした意味も何もなくなつてしまふ。どうですか。

○井上説明員 いままで生産調整を守つてきた養鶏農家にとりまして、無断増羽者がそのまま認められるといふようなことになりまして、確かに感情としてはなかなか受け入れることができないといふ問題があるかと思ひます。ただ、昨今の状況をみますと、鶏卵の価格安定というのにはますます必要になつてきております。そういう意味で、鶏卵の価格安定を図りますために、いままでの無断増羽者に対しても一定の条件をつけまして、全体の生産調整運動といひますか、生産調整体制の中に組み入れていくということが必要なのではないか、このように考えてゐるわけでございします。

そのためにわれわれが考えておりますのは、いままでの無断増羽者を認めるといひますか、正式に認知する条件といたしまして、一定の羽数を切り捨てる、一定の削減率を掛ける、こういうことを考えてゐるわけでございします。削減率を掛けたといひましたけれども、全体の鶏卵の生産調整をスムーズにやつていくという観点からはそういうことも必要ではないのだからかといふふうにはわれわれは考えてゐるわけでございまして、この削減率をどうするかについては、なおわれわれは検討する余地がございします。関係者とも十分相談いたしまして適正な削減率を決定してまいりたい、このように考えております。

○吉浦委員 くだいようですけれども、大臣もよ

く聞いてもらいたいのですが、こういうまじめな方々の声が反映できるのが私は行政の望ましい指導だと思ひます。したがって、五十六年度からということでの減羽の切り捨てが二〇%程度ということですが、二〇%以上というその以上ということだけだつて検討会では相当もめたのではないですか。それでしよう。ですから、これを以上にすることとは不可能だと思ひます。そうするとやみ増羽者にとつては非常に有利な点で、やればやり得だといふことになつてしまふ。一つのことだけでとどまつていたのでは先へ進みませんから、そこでやみ増羽者の措置ですけれども、日本の将来を考える場合に、やはり生産者の意見を十分にお聞きになることが私は大事だと思ひます。よく大臣もおっしゃいますけれども、声なき声をお聞きになつて公平な立場でおられるのが大臣だと私は思ひます。そういう点で日本養鶏協会とか全鶏会議等の要望、生産者団体の意見をよくお聞きになつて、一年間ぐらゐその検討をなさるぐらゐの必要がありはしないか、こういうふうにお聞き願ひます。いかがですか。

○井上説明員 無断増羽者の扱いをどうするかといふのはこれまでの非常に大きな懸案でございまして、やつと昨年関係者によりまして検討会を開きまして一定の考えを出していただいたわけでございします。確かに先生の御提案も一案ではございしますけれども、近々、昭和五十六年度の生産調整の方針も通達しなければならぬような時期に来ております。われわれは生産者団体等とは十分連絡をとつて最終的な方針を決めてまいりたいと思ひますので、その点ひとつ御理解のほどをお願いいたします。

○吉浦委員 こういう論議をしてゐる間でもやみ増羽者の人たちはどんどんと増羽を困つてゐるのです。半月ぐらゐ前のNHKのテレビでも放映されておりました。やみ増羽者の名簿が見えるぐらゐの距離で報じておりましたが、農林省はこのやみ増羽についてどれくらゐ的確な把握をなさつておられますか、具体的事例でお述べ願ひたい。

○井上説明員 無断増羽者の現況でございますが、これは経営規模別に見ましても各階層ございます。われわれの把握しているところを申し上げますと、五十五年の五月末現在の調査でございますが、戸数では百一戸でございます。無断増羽数が三百四十六万一千羽でございます。それで五千羽から一万羽未満が九戸でございます。三万九千羽でございます。それから一万羽から二万羽未満が二十一戸でございます。無断増羽数が十九万九千羽、それから二万羽から五万羽未満の階層は四十一戸でございます。この階層が一番多いでございます。無断増羽数が九十万三千羽でございます。五万から十万羽未満が十七戸でございます。八十九万二千羽、十萬羽以上が十三戸でございます。百四十二万八千羽、こういうことになっておまして、十萬羽以上の飼養者のうち、十萬羽以上の無断増羽を行っているのは五社でございます。岩手県一つ、宮城県二つ、茨城県二つ、こういった状況でございます。

○吉浦委員 その十萬羽以上の増羽を行っている具体的な企業経営等のことはこの場所では言えませんが、

○井上説明員 こちらの調査の都合もございまして、この場で公表いたしますことはひとつ差し控えていただきたいと思います。

○吉浦委員 申さなければわからないと思いますが、農林省がおっしゃるならば、こちらの方でつかんでいる資料をこの場所では申し上げたいと思います。よろしいですか。

北海道選出の代議士の方もいらっしゃいますけれども、北海道、青森県、栃木県等で顕著に行われておりまして、具体的事例を三つだけ挙げますが、北海道の白老で北海物産という会社が二十萬羽の規模で土地造成を行っておりまして、これも終了して建築も完了しております。増羽に取りかかっている現状であります。二十萬羽です。青森県では、これも名前を挙げてはどうかと思いますが、これも、福田種鶏場が前田農事という企業養鶏から十五萬羽を買って、自己育成場及び種

鶏場を採卵農場として転換して、育成場分で四十萬羽、種鶏場分で十萬羽、総計六十五萬羽の計画で仕事に入っております。これは八戸の第一農産という会社を通じて、どうやら三井物産から資本援助が出ているのではないかと聞かれています。六十五萬羽です。

事例のもう一点は、栃木県でカブト養鶏という、埼玉から移転した養鶏のようであります。これは最初凍結羽数が五萬羽でしたが、現在羽数は十五萬羽で、これは伊藤忠飼料が支援して十萬羽やみ増羽をしていると、こうなっております。また新規増羽中で、また十萬羽を増羽中でありまして、大洋漁業が支援してやみ増羽中、計二十五萬羽で、やみ増羽はこれで二十萬羽、こういうことになっているのです。こういう資料は農林省つかんでいませんか。

○井上説明員 北海道と栃木のものについてはわれわれまだつかんでおりません。

それから、青森県のものにつきまして、青森と岩手に関係する会社のようにございまして、これについては、われわれつかんでおりますのと若干差異がございます。

○吉浦委員 行政の衝に当たる農水省がきちんとした——先ほど四十九年の時点でも、まじめに働く人たちのことを話をしても、五十五年時に見直すぞというふうなことを、いまこうしてどんどんと増羽を図っている、そういう企業経営があるわけですね。こういう指導をどうなさるのか。私は、そういう点では非常に不満だらけの行政になりはしないか。言うことだけ言う、決めることだけ決める、守ることは何にも守らせない、こういうことでは真のまじめな養鶏農家を守るとは言えないと思います。

飼料基金の連動問題でも抜け穴だらけでありまして、時間がないので余り詰められませんが、これも、飼料基金の積み立て等におきまして、生産者やあるいは飼料メーカー、国の三者が出してその飼料基金を積み立てているわけですが、これも、これもやみ増羽者分を飼料メーカーはもうすでに

除いて積み立てているという現状。また、一つの業者が二つの県にまたがって農場を持っている場合、ある県ではやみ増羽をし、ある県ではやみ増羽をしていない場合に、その県の基金というものがやみ増羽をしていない場合に加入ができません。そこで加入数量のチェックが十分なために、加入している県で、その農場で加入できない農場の分まで全部そこで加入契約をしているという、実質的にはやみ増羽をしても完全にその加入ができるというふうなことになるわけですね。こういう点で実に抜け穴だらけであって、やみ増羽者は県単位で見るとでなくて、国単位で厳しくチェックする必要がありますのじゃないか。

したがって、国に、国と言わなくても中央で結構でございますが、中央に強力な羽数調査委員会、羽数調査機関、委員会はあれですけれども、羽数調査機関というふうなものを設置して、中央においてきちっとしたチェックをする、そういう機能を発揮することができないかどうか、こういう点、いかがでございますか。

○井上説明員 まず、えき基金と鶏卵の生産調整との連動の問題でございますけれども、いまの制度を前提にいたしまして、われわれ、県の協議会が無断増羽者の有無をチェックをする、それでその結果を全国の協議会の方に連絡をする、こういうことを考えておまして、ある県で仮に増羽をしてなくても、ある県で違反をしておれば、そのメーカーは価格安定基金から排除されるわけでございます。それは全国段階、都道府県段階の協議会を通して十分連絡いたしまして、そういうような措置をとるようにならねば指導していくつもりでございます。

それから、生産調整の進め方の基本的な考え方問題に關連するかと思いますが、農林省も従来生産調整につきまわっている指導をしてきたわけでございますが、そういったままの経過を顧みまして強く感じますことは、やはりこういう生産調整といふものは生産者団体が中心にならないとなかなかうまくいかないものでござい

ます。行政当局からのかけ声だけではスムーズにいかない、こういうことを痛感しております。極力生産者主導の生産調整を進めていく、そのためにわれわれができる限りの応援をしていく、こういうような体制をとるのが一番よろしいのじゃないかと思っております。

したがって、飼養頭数のチェックにいたしましても、国段階でチェックをするというのはなかなかむずかしいわけでございます。市町村あるいは県を中心にしてチェックをするという体制、こういうことでチェックをするのが一番いいのではないかと。そういう体制をバックアップしていくのは国として当然でございますけれども、実際生産調整の主体になりあるいは実際にそのチェックをしていくというのは、そういった生産者自身でなくてはいけません。そういうことか、こういったことを強く感じている次第でございます。

○吉浦委員 この養鶏農家を守る点で、大臣、最後に、いま検討会等で報告書が出ておりますけれども、五十五年五月の時点で生産調整の場合に見直しをしようという動きがあるわけですね。ですから、このやみ増羽の問題等を徹底的に洗い直さないと、そのままだとあれば、どこまでも生産調整に協力した人たちは救われないような結果を招いては申しわけない、こう思っているのです。そういう点でどういふふうに行政責任者として臨まれるか、養鶏問題で最後にお尋ねをいたしたい。

○亀岡国務大臣 吉浦委員の質疑を通じてやみ増羽に關しての御意見、私も十分理解いたしましたので、その点を十分しんしゃくをいたしまして指導してまいりたいと思っております。

○吉浦委員 時間がなくなつてまいりましたけれども、擬装乳製品の点で一点と、それから基金の問題、旧債対策等で一点だけお尋ねをいたしたいと思つた。

食用調製脂あるいはココア調製品などの擬装乳

製品の輸入規制問題が農政の一つの大きな焦点になつておりまして、先ほど大臣から答弁があつたとおりでありますけれども、これまでの委員会でもう再三取り上げてきた問題ではあります、これも言ひ放し、聞き放しという状態で何の進展も見えないのじゃないか。日本の経済の場、国際化が進む中で農業もその影響を受けるのは当然でありますけれども、その受けとめ方が問題、これが私は政治であると思うのです。今日の日本は、工業製品輸出のために、あるいはアメリカやECを納得させる代償として農産物輸入を拡大してきたことは、私は農政とは言えないと思う。日本の農家側に立つて大臣がおっしゃるような政治を考へるのが農政であると思います。根本問題に立つて輸入の問題を真剣に考へてもらいたい。国内生産を圧迫する現在の安易な畜産物輸入政策を早急に転換しなければならぬ。したがつて、昨日の新聞であります、大体結論が出ていくようにありますけれども、現時点における農林省の見解というものをきかちとお尋ねをいたしたいと思ひます。

○井上説明員 食用調製油脂の取り扱いにつきましては、現在わが国酪農が当面しているいろいろな問題を踏まえまして、関係各省一体になりまして協議をするともに、輸出国ともいま話し合ひをしていく、そういった状況でございます。まだ最終の段階まで来ておりませんが、三月中旬に何とか結論を得るようには努力をしております。わけでございます。先ほどの答弁にも申し上げましたように、相手国の自主輸出規制あるいは日本国内におきまして行政指導とかあるいは輸入の抑制に効果のある措置、そういうものを組み合わせていきたいと思います、このように考へていく次第でございます。

もう一つのココア調製品につきましては、たゞいま業界に輸入の自粛を要請しております、年によつて若干変動はございますけれども、大体自粛の線では守られていないかとわれわれ考へておりますので、当分こういった輸入の自粛についてのココア業界の対応を見守つていきたい、このように考へていく次第でございます。

○吉浦委員 金融対策について一点だけお尋ねをして終わりにいたします。

酪農の規模拡大は、大臣もおっしゃつておりましたけれども、一戸当たりの頭数にしてもあるいはECの水準に達してはおりますが、その規模が浅く、急速な近代化のために多額の償還金に悩み切つておられるわけです。酪農資金として、五十二年度には畜産経営改善資金のうち四百億、五十四年には酪農経営合理化資金から百億、五十五年には酪農経営安定推進資金から三百億、計八百億、畜産振興事業団から利子補給等を行つておりますが、償還期間が短くて、償還期間に入つておられる現在、農協等のローパー資金等に切り変へたりして大変悩んで返済している例が多くて、さらに金利負担を抱えて大きな問題になつておられるわけでありまして、年々二百五十万から三百五十万の負債を抱えているのが北海道の現状であります。借金を返すためにまた借金を重ねるといふ、サラ金地獄に近い状態でありまして、この制度資金の枠の拡大、限度額の引き上げ、金利の引き下げ、償還期間の延長等について思ひ切つた措置はないのかどうか。各種制度資金を統合した大型の超長期超低利酪農金融制度の創設等について積極的に検討する考へはないかどうか。それから、金融措置の面だけでなく、再建不能酪農家に対しては特別立法による救済措置を考へてないかどうか。時間が参りましたので、この三点だけお尋ねして終わりたいと思ひます。

○井上説明員 酪農経営の改善のための資金につきましては、従来から農林漁業金融公庫資金など長期低利の資金の融通に努めてきたところでございまして、今後とも必要に応じて現行制度を活用いたしまして円滑な融通に努力していきたいと思ひます。また運転資金につきましても、公庫の総合施設資金で対応できる部分もございまして、また農協の系統資金によつて融通するような

制度もあるわけでございます。

そこで、先生のいまのお尋ねは、最近の酪農の状況にかんがみまして、かなりの負債農家といひますが、借入金返済に困る農家も出てきているのじゃないかというふうなお尋ねかと思ひます。非常に急速に酪農が進展してまいりまして、そのひずみが出てきている、そういった一面もあるかと思ひます。平均的には、午前中にも申し上げましたように資産がふえておりました、農家所得の方もふえてきておられることが一般的には言えるわけでございますけれども、それはあくまで平均論でございます、個々の農家を見ますとそれぞれ事情が違ひまして、かなり返済に困るような農家も出てきているのは事実だろふと思ひます。

従来、たとえば畜産振興事業団の指定助成事業で、昭和五十四年度には末端金利五分、償還期間五年の酪農経営の合理化資金を百億円つくりまして、また五十五年度におきましても同様な趣旨で酪農経営安定推進資金というのを、融資枠三百億円を設定いたしておりました。あるいは従来の貸付金の償還猶予等につきましても、関係の金融機関にその旨依頼をしたわけでございます、こういったことができるだけのことはいたしてきております。また、農林漁業金融公庫に自作農維持資金がございまして、農業の再建整備を図るためにこういう運転資金につきまして五十四年度から創設されております。したがつて、こういう制度も今後とも活用していくことも必要かと思ひますが、さらに、先ほど大臣の御答弁にもございましたように、現下の酪農経営の実態にかんがみまして、負債サイトについてはさらに検討し、結論を出していきたいと考えております。

○吉浦委員 終わります。

○田邊委員長 近藤君。

○近藤(豊)委員 私は畜産の問題で、きょうの委員会も生産と価格の問題で非常に関心を集めておられるわけですが、これからの畜産を考へる場合に一番むずかしい問題がやはりふん尿の処理

だろふと思ひます。農業の、全然別の問題ですけれども、昭和五十三年ごろから、土質の低下がはなはだしい、化学肥料が多量に用された結果、土地の地力が低下して大分生産性が下がつてきている。そこへもつてきて、さらに化学肥料をどんどん使つて、農業を使つていきますと、これは国民の食生活にとつても非常に油断のならないことになりまして、そうした点から考へますと、家畜のふん尿を有機質の肥料にして土壌に戻すということが最も適切だと思ひます。

この点で、現在の政府がとつておられる対策の中では、ふん尿を集めて乾燥して、それを肥料として土壌に戻してやるということが中心だと思ひますが、この方法以外に何か別の方法をとつておられるかどうか、圃場事業等としてはこれが中心的なものだと理解しておりますけれども、まずこの点について確かめてみたいと思ひます。

○井上説明員 家畜のふん尿処理でございますが、これは、ただ公害を出すものとして処理をするだけではないに、土地に還元していくということが基本であると思ひます。土地に還元することによりまして地力が向上するということと同時に、ふん尿の処理としても非常に有効な方法でございます。したがつて、われわれといたしましては、家畜のふん尿については土地に還元していくことを基本に考へましていろいろな対策をとつておるわけでございます。

○近藤(豊)委員 ではお尋ねしますが、現在の方法の中で、集めて乾燥して肥料にして土地に還元するということを中心にしてやつておられて、それ以外に余り決り手になる方法がないと思ひますが、そういう方法で処理をしておられて、還元率というものはどのぐらいになつておりますか。つまり、家畜から出るふん尿の総量のうちで、そういうことで有機肥料として土地に還元されていく率はどのぐらいのものになつておりますか。

○井上説明員 お答えいたします。家畜のふん尿の還元状況でございますが、われわれの調査によりますと、九七・五%の農家が土

地に還元をして利用しておるといふことでございます。残りの二・五%が他に放置をしたり廃棄をしたりしている状況でございます。

ちなみに、その家畜から年間どれぐらいのふん尿が排出されるかと申し上げますと、現在乳用牛の飼養頭数が二百六十七万頭、肉用牛が二百八万三千頭、豚が九百四十九万一千頭でございますが、豚の回転期間は大体七カ月でございますので、これの約二倍ぐらいたる年間出荷される豚でございます。それから鶏が二億九千八百八十四万五千羽でございます。これらの家畜から排出されるふん尿の量は、年間約六千五百万トンでございます。

○近藤(豊)委員 ちよっともう一回聞き直しますけれども、そうするとその家畜から出るふん尿の総量の九七・五%が還元されるということではなくて、いまお答えになったのは農家の九七・五%ですね。そうするといわゆるふん尿で還元されている割合というのはどれぐらいたるんですか。

○井上説明員 私どもの調査では農家が九七・五%でございますが、そのふん尿の利用量は大体その程度じゃないか、そういうぐあいに見ているわけでございます。確かに厳密に申し上げますと違います。

○近藤(豊)委員 これは畜産局だけの問題じゃないと思うので、きょう御出席いただいているかどうかかわからないのですが、現在土質の低下、これを何とかして防いで、そしてさらに一回地力を上げるために有機質の肥料を入れるとか、いろいろな方法があると思うのです。これに対してある程度の予算措置をとって、一昨年ぐらいたるから、努力をしておられると思いますが、必要と考えられる有機質の肥料、つまり堆肥の利用と云うのですか、特に堆肥の利用について、その推進に努めている最中だと思えます。その有機質の肥料を必要としているような土壌、つまり改良を要するあるいはこれからの一回その低下した土質を持ち上げてやらなければいけないような耕地がたかさんあると思うのですが、そういう点については現状はすでに把握しておられますか、それ

ともまだ調査が十分に行き届いていないでしょう。

○高畑政府委員 地力の調査につきましては従来から一般的な調査をしておりますけれども、いまお尋ねのような有機質肥料の所要量の調査につきましては、まだ詳細なる調査はしておらないというところでございます。

○近藤(豊)委員 私は、実はこの有機質の肥料の利用がまだまだ不十分であって、地力が大分低下してしまつたところをこれからもう一回回復させるには、ぜひふん有機質の肥料が必要だということに理解をしております。特に私の出身地の近くの瀧美半島などはふん土壌が悪くなつていて、八十センチぐらいたる掘らないといふ土地が出てこないという状況だと聞き及んでおりますけれども、そういうときにこの有機質の肥料を使う場合、まだまだ堆肥などの状態では、あるいはふんを乾燥して発酵させてというふうな状態ではなかなか使いにくいから、そういうものをどうぞん使うについて農業者の方もちゅうちよする面があるし、また量的にもそういうことから十分使えないのだということを聞いておるわけなんです。

そこで堆肥を使いやすくするというようなことが非常に必要だというふうに私は考えておりますが、堆肥をもつと使ひやすくするという点で非常に効果のある技術開発が一部に行われております。実はそれをここに持ってきてまいりました。これをあちらにどうぞ。――御承知ないかもしれませんが、これは粒状になつておりまして、通常堆肥として使われるいろいろな草だとかあるいは家畜のふん尿だとか、場合によつては人ふん、人間のふん尿まですべて一緒に処理をして、そして発酵、乾燥させて、粒状にして使う技術がすでに実用に移されておるわけです。この点については御存じありませんか、審議官。畜産局には実はこのサンプルを一度お持ちしております。承知しておられるかどうか。

○井上説明員 私は実は人ふんまで入れたものに

つきましてはいま初めてお聞きしたわけですが、こういった種類のものはたくさん出回っているようでございます。承知しております。

○近藤(豊)委員 この粒状の乾燥肥料を実は畜産局の方に検討していただいて、そして実際にこの技術を開発した人たちは、畜産農家の若い人たちが自分たちで苦労してこれを開発したわけなんです。ですから、本当に畜産経営をしていてふん尿の処理に困つて、何とかこれをうまくいぐあいに活用できないかというところで、実際にその場で苦労している人たちの知恵が結晶したものでないですけれども、もちろんコストだとか経営上の難問とかいろいろなことがあります。しかし農林漁業金融公庫の方で融資援助でこれをひとつ応援してくれないかという話があったときに、結局農林漁業金融公庫ではお取り上げにならなかった。

そしてその結果、実に皮肉なことに、通産省の補助団体であるクリーン・ジャパン・センターの方で取り上げまして、静岡の県の農経連と一緒にクリーン・ジャパン・センターがこのノウハウを使って、実はすでに静岡県の小笠原郡にプラントの建設が着手されたわけです。こういうことは私はこの農林水産委員会に於いて非常に残念なことだと思ふのですが、この点についてひとつぜひ大臣の御感想を伺いたいわけなんです。

○農岡国務大臣 そういうことに似たようなことを私も実はかつて経験したことがございます。これはやはり農林水産省は、そういう点まで本当は親身になつて技術的に解決の道を講じてやるのが当然だと私は考えます。ところが、なかなかそういうわけにはいかない面があるわけです。これはもう地力保全でありますとか品種改良でありますとか、そういう面について、やはり技術者の納得のいく問題でないとなかなか取り上げてもらえない。たとえばいいナシとリンゴをかけ合わせたような、いわゆるナシリリンゴのようなことをした果物、一つ新品種をある農家がつくつて、新品種の指定を申請する。ところが、方程式を書いてどれとどれを受精させてどういうふうにしたと

いうような記録がないために、これは取り上げることができませんというので、なかなか新品種に認めてもらえない。ところが、試験場でそれに近いようなものをつくると、それはすぐ新品種に登録される。

こういうことで、えさ米の議論なんかでも、この委員会でも民間の試験研究というものを大事にするという御主張がなされるゆえんもその辺にあるのではないかと、こういうふうに考えまして、私も就任以来、実はこの技術問題、そういう問題については、特にこれからの農業には大事な部門でございますので、親身になつて、農家の立場に立つた行政推進をしなければなりませんよ、こういうふうな言うて、これからはそんなことのないように相談に乗つてやるという農林水産省であるように指導していきたいと思つております。

○近藤(豊)委員 大臣のお答えに私は非常に力づけられるのですが、どうもいま御指摘のように、農林省に属する技官あるいは研究者あるいは委託研究先の人たちが開発した技術、それは記録のとおり方すべて非常にうまく、なれておられる。ところが、民間で開発したものというのは、そういう点でデータが不足しておりますし、それから現実にこの肥料も栽培実験をすでに農林省系の試験場とかあるいは県の農業試験場でしておるわけなんです。結果はなかなかいいものであるわけなんですけれども、そういうある程度中間的な結果というだけでは不十分だということと、とことん納得のいく、農林省の中でやつたと同じような結果が出ないとこれは取り上げられない。そうしているうちに今度は同じ公務員の組織の通産省の方の、しかも補助団体がこうして取り上げてしまふ。これは別に農林省と通産省が競争する必要もありませんし、どこか取り上げればいいことなんです。私は実はこれは非常に大切なことだという気がするので特に強調しておきたいわけなんです。

なぜなら、やはりこれから日本の農業が国民の大事な食糧を供給していく上に、農薬づけとか

あるいは化学肥料でどんなに地方が悪くなるという事は、農業づけの場合には国民の健康が問題になります。そこで健康食品なんかがあると、めちやくちや高い値段で売れている。これは、本来なら日本の農業の主流が国民が安心して食べられる健康食品を補給すべきなんです、その点はやはり非常に反省すべきじゃないかと思えます。それから同時に、地方が低下したら、一生懸命われわれこうして日本の農政の回復のために努力をしてもこれはどうしようもないことなんで、その場合には有機肥料というものを使わなければどうしようもないだろうと思うのです。一種のリサイクルングというのですか、われわれが大地から取り上げたものをもう一回大地に戻してやるということが一番基本だと思います。

そうした意味でこの技術は非常に検討に値するものだと私は思うのです。したがって、ぜひ畜産局でも、あるいは厚生省などと協議をした上で、この技術をもう一回真剣に再検討していただきたいと思うのですけれども、ひとつ事務当局の方からも約束をしていただきたいと思えます。

○井上説明員 お説のとおりでございます。もういったことでもわれわれも努力してまいりたいと思えます。

○近藤(豊)委員 それから前にもこの場で飼料の問題について取り上げたことがございます。いま日本の畜産は大分生産量も上がってまいりましたけれども、こうして価格の問題やらを一生懸命討議いたしましたが、仮にえさが外国の供給先の状況でがばつと値上がりしたりしますと、畜産経営というものはまた危機に瀕するわけで、そういう危険が実は案外近い将来もう起きてくるかもしれないという気がいたします。そうした意味で、このえさの問題を考えたときに、えさのストック等について、たとえば突発的に値段ががと上がつたようなときに、しばらくえさの市況を下げるのか、あるいは国際市況の値上がりにより直接影響されないような手段をとるためには、相当のストックがあるということが望ましいと思うのですが、そ

の点については基本的にこれからどうやって対処していくお考えですか。

○井上説明員 どの程度の規模の備蓄を持つべきであるかという御議論でございますが、これはどういふ事態を想定するのかということによって違ってくると思えますが、ただいまのところ私どもは、突発的な小規模の事故に対応した備蓄を持つのが現実的である、こういうことから、備蓄といいますが、在庫といましては通常在庫一カ月ぐらいメーカーにございまして、そのほかに備蓄といまして一カ月程度を目途に現在備蓄対策を進めている、こういう状況でございます。

昭和五十六年度の末になりますれば、トウモロコシ、コウリヤンが五十三万トン程度でございます。それから大麦が十七万トン。それに古米で飼料用に売却が予定されているものが二百十萬トンでございます。ただいま古米がございまして、一応備蓄としてはまずまずの量がある。一カ月分ということになりましたら、十分それを賄うに足る量がございます。なおそのほかに輸送中のものがございまして、これがどの程度になりますか。三、四週間分ぐらいあるかと思えます。そういうのを全体合計してみますと大体三カ月分近くぐらいあるんじゃないかと思えます。いまのところ備蓄としてはいさういふことでございまして、大体一カ月分ぐらいを目途に進めるといことが現実的じゃないかと考えております。

○近藤(豊)委員 冒頭の部分に関連するのですけれども、小規模の備蓄とおっしゃいましたね。小規模の備蓄を各地に分散して持つ体制にあるということと理解していいですか。

○井上説明員 大部分といえますか。一〇〇%輸入に依存しておりますので、港灣の便がありますところ飼料工場に併設をしてサイロをつくっております。したがって、主要な港灣の所在場所を備蓄しているというのが実態でございます。何分これは農協なりメーカーの協力を得ませんと備蓄できません。現在はいさういふ農協なりメーカーがサイロをつくりまして、そのサイロに備蓄

をする、そういうような形態をとっているわけでございます。

○近藤(豊)委員 農協の備蓄はこれは非常に必要なことだと思ふのですけれども、メーカーの方の備蓄は、してもらっても、いざ市況が変わってくるとうぐ値段を上げられる心配が起きてきますね。そういう事態に対してはどうやって対処なさるわけですか。便乗値上げではなくて、コストが安く輸入したものを市況が上がったからとにかくいまのうちに上げておこう、よくやることですけれども。

○井上説明員 現在の備蓄は、量的に不足する、つまり量的な確保ができない場合に備えるための備蓄でございます。価格を抑制するために備蓄したものを放出するということは原則として考えてないわけでございます。価格の高騰に対しては価格安定制度がございまして、余り大きな変動に対しては民間が自主的にやっております。価格の安定基金によつて対応いたします。価格の上昇が大幅な場合には、配合飼料価格安定機構という一種の第三セクターのようなものでございまして、これに国が二分の一原資を補助し、あとの二分の一を民間が積み立てる、そういう原資をもつて異常な値上がりがあります場合には補てんをすることによつて価格の値上げショックを極力抑える、つまりショック緩和をしている、そういうことで対応しているわけでございます。

○近藤(豊)委員 去年アメリカもそれからソ連の方も、日本も含めて穀物は非常に不作であつたわけですから、ことしも仮にまた冷害が来ないとは限らない。そうした場合に、アメリカが引き続き大きな食糧供給余力、輸出余力を持っている場合はいいのですけれども、それが仮にだめになる日本としては非常に危険なことになりかねない。あるいはアメリカとソ連の関係が何らかの展開をした場合には、アメリカの食糧あるいは飼料がかなり多くソ連へ食われてしまつて、日本が買ってくるものがうんと値段が上がつたりすることも考

えられるわけなんです。

ですから、どうしてもこれから日本は飼料の輸入先を多元化しなければなりません。そのために先般大臣が東南アジアを往訪されて、そしてそのときにいろいろなプロジェクトが出てきたことは伺いましたけれども、来年度の予算の中で、経済協力予算を含めて、これは農林省所管だけではなと思いますけれども、アメリカ以外のところで食糧あるいは飼料、特にえさになる穀物の増産に協力するプロジェクト等、どのようなものを予定されておりますか。

○井上説明員 飼料穀物は一〇〇%輸入に依存しております。しかもその輸入いたします量が最近時点でも千五、六百万トンという膨大な数量に上つていまして、わが国の畜産を安定するためには、こういった飼料穀物の安定輸入というのはどうしても必要になってくるわけでございます。最近各国の穀物政策というのが貿易等にも影響を与えるような状況になってきております。そういう意味で、いかに安定輸入をしていくのかというようにことをわれわれ検討会を設けて検討して、輸入でございます。その一つとしていたしまして、輸入先の多元化ということがあろうかと思えます。

確かにこれから開発していく余地のあります国に援助をいたしまして、その方から輸入していくということも一つの方法でございます。また現実的に見ますと、アメリカは何といつても安定輸入ができる最大の輸出国であるのも事実でございます。そういう意味におきまして、アメリカからのそういった輸入が可能になるように、たとえばブラジルならブラジルに援助をいたしましてヨーロッパへの穀物の輸出をブラジルから可能にさせる、そういうことが、間接的でありましても、輸入面もあろうかと思えます。したがって、輸入ソースの多元化を、文字どおりそのようになる場合もございまして、間接的にそういうようになる場合、つまり現在のアメリカからの輸入が

より安定化するというような場合にも援助をいたしまして、安定輸入を図れるようにするのも一つの方法じゃないか、このように考えるわけでございます。

○近藤委員 いま御指摘のようにブラジル、アルゼンチンあるいは太平洋岸のペルー、そういうところは実は全くの後進国というわけではなくて、すでに長い間穀物生産に携わってきた歴史と経験を持っておりまして、ですからこういうところは、増産をさせようとした場合に、アジアの国々のような場合と違ってかなり容易な面がありまして、ところが非常に距離が遠いとかあるいは長期の契約をなかなかしてもらえないとかということ、これまで幾つもあつた開港輸入の案件というのが実現を見ないでそのまま、失敗というわけじゃないのですが、実現を見なかったわけですね。

私は、実はアメリカが安定輸入の先であるというところは重々承知しておりますけれども、これは万一場合を考えると、北半球がうまくいかない場合に南半球が生産ができる場合もあるわけですから、余りにもアメリカ依存の強過ぎる現況を、南半球にももう少し依存度を高めることを考えるべきじゃないか。そうした意味でブラジル、アルゼンチン、ペルーというような穀物生産の可能性のあるところに、今後開港輸入あるいは向こうの生産者に対して長期契約をするというようにことをやりやすくすることに政府が協力をして、多元化の促進を図ることが必要だと思ふのですが、その点についてはいかがでしょうか。単に開港輸入じゃなく、先方の生産者を援助して、日本の農業者もたくさん移民をしていっているわけですから、そういう人たちの援助してあげることによって日本の輸入先を確保することが私は非常に必要じゃないかと思ふのです。そういうこともこれからはぜひ考慮していただきたいと思ふます。大臣、よろしくお願いしたいので、御所見を伺いたいと思ふます。

○農岡国務大臣 御趣旨私もまことに賛成でございます。

豪州あるいはタイ、フィリピン、さらにはインドネシア等におきましても、やはり新たにそういう意味からの農業開発をしたいということで日本に技術協力を求めてきておるわけでございますので、そういう面において協力をしていきたい、こういうことでこの前もこの委員会でも申し上げたところでございます。そしてその生産力を上げることによって、日本に直接輸入してこなくとも、アメリカとの飼料並びに穀物等の貿易につきましては、カーター・大平会談で協定をいたしたあの協定に従ひまして、毎年定期的に話し合いをして供給するということになっておりまして、去年の十二月にも、初旬に日本政府とアメリカ政府と話し合ひまして、五十六年度も十分供給を確保しておるところでございまして、そういう点については、今後とも開港の面においても御指摘のような線に十分注意をしましてやってまいりたいと考えております。

○近藤委員 終わります。

○田邊委員長 林百郎君。

○林(百)委員 私は、蘭と生糸の基準価格の問題についてお聞きしたいと思ふます。

私は長野県ですが、御承知のとおり蘭の生産農家というのは桑しか植えることができないような地域、そういうところで桑をつくり蘭をつくっておるわけでありまして、この蘭生産農家は非常に不利な条件のもとで農業経営をしておる農家は多いと思ふわけなんです。たとえば統計情報部の蘭生産費調査によりますと、一時間当たりの生産労働力の評価は、蘭の場合は七百四十円、米の場合は千三百円、それから加工原料乳の場合は九百三十五円ですが、一番労働力の評価が低いわけなんです。これは基準糸価を決める場合の生産費も、実際の生産費より下げた生産費を蘭の生産費として算入しておるわけですが、こういう労働力の評価について、米や加工原料乳に比べて一番低いということはお認めになりますか、農林省。

○二瓶政府委員 お答え申し上げます。蘭、米、牛乳等の行政価格につきましては、国

民経済に占める地位あるいは農家経済での位置づけ等、商品特性に即して決定されるべきものであるということから、その算定方法はそれぞれ異なっているわけでありまして、いま御指摘の家族労働、自家労働の労働評価でございますが、確かに先生が数字を挙げられたように違つております。主要食糧でございまして米につきましては、全国の製造業労働により評価がえをする。あるいは国民の重要な栄養源でございまして加工原料乳につきましては、飼育労働について北海道の製造業賃金により評価がえをする。それから蘭につきましては、衣料原料ということでございまして、この蘭につきましては統計情報部調査どおり、農村雇用労働をそのまま用ひまして適用生産費を算出しておるということでございまして。

蘭生産費を組みかえ修正するに当たりまして、この統計情報部調査の労働賃金をそのまま使つておるといふわけでありまして、そういう面から、先ほどお話がございましたような単価の差が生じておるといふことでございまして。

○林(百)委員 単価の差はお認めになりましたが、よく国内需要が落ち込んでいから糸価も蘭価も下げなければいけないのだというお話なんなんです。昭和四十五年から五十五年の十一年間の生糸の国内需要の減は六%なんです。ところが養蚕農家の方は五八%減、半分は減つておるわけですね。蘭の生産量も三五%減で、いずれも養蚕統計年報によるものですけれども、これを見ると、落ち込んでおるのは需要ではなくて、むしろ生産量の方が需要の減よりは非常にスピードデーターに落ち込んでおる、こういうことはお認めになりますか。

○二瓶政府委員 養蚕農家あるいは蘭の生産量につきましては、近年相当急激な減少をたどつてきておるといふことでございまして。したがいましめて、その蘭の需要の長期的な減というものは確かに急激でございまして、ただ近年におきましては、生糸の需要減というものが二、三年は非常に急激であるということは言えるかと思ひます。

○林(百)委員 急激だと言いますが、世界の蘭の生産量八十万俵でしょう。そのうち日本で消費しているのは四十万俵でしょう。その四十万俵のうち日本の生糸業者がつくつておるのは二十万俵でしよう。それなら日本の生糸業者がいまつくつておる生糸は全部消費してもまだ足りなくて、世界で一番の生糸の輸入国になっているのじゃないですか。そういう実情じゃないでしょうか。それが生糸の需要が減つておる減つておるとあなたの方は言つて、それで基準糸価を何か下げる前提にたいに、ひがんで物を言つちやいかぬけれども、これから大臣に聞きますが、そんなことはないと思ふのです。どうですか。

○二瓶政府委員 ただいま先生からお話ございましたように世界の生糸の生産量八十万俵、日本の生糸の需要量四十万俵、国内生産二十万俵というふうに通算言われておるわけでございます。ただ私が最後に申し上げましたのは、ごく近年の生糸の需要といふことが、これが急激に落ちておるといふことを申し上げたわけでございます。

具体的に申し上げますと、五十四生糸年度は五十三生糸年度に對しまして八二%の生糸の引き渡し数量、要するに機屋さんに渡した数量でございます。大体二割落ちておる。それから五十五生糸年度に入りまして、この一月まででございまして、これが九〇%というところで一割減、五十三年度に比しますと五十四生糸年度で二割、その線よりもこの一月までさらにまた一割落ちておるといふことで、ごく最近の事情でございまして、機屋さんに引き渡す生糸の量は急速に減つておるといふことを申し上げたわけでございます。

○林(百)委員 そうすると四十万俵の消費というのはどこで使つておるのですか。世界の生糸の生産の半分くらいは日本で消費しているのですから、機屋さんにそんなに渡りが少ないというのはどこで消費するのですか。

○二瓶政府委員 要するに生糸の生産量というのは八十万俵あるわけでございますが、このうち四

十万俵を消費という際に、これが生糸そのまゝの姿もございまいし、絹糸の形態あるいは絹織物の形になるというように、いろいろの形態で四十万俵ほどの消費があるわけでございます。その際に、最近の情勢におきましてはこの四十万を切ったような姿になっておるといふことを申し上げておるわけでございます。

○林(百)委員 四十万俵を若干切ったと言つたて、まだ二十六万俵の生産では足りないわけでしょう。それを余る余ると言つておる。それは蚕糸事業団が十四万俵持つておる。しかしそのうちの十一万俵近くは外国の生糸なんですね。それで、これは機屋さんとの関係もありますので非常に微妙な関係があると思いますが、たとえば一万三千二百円くらいの生糸が着物になっていく場合は約三十万円になる。要するに中間の費用が原料費に對して約六七%を占めておる。ところが普通の農産物ですとこれが四一%くらいなんです、こういう流通の過程も考へてみないと、機屋さんが日本の生糸は高いから使えない、だから蚕糸事業団が買入れるのはやめるとかあるいは外国からの生糸をどんどん入れるとか、そういう御意見もあるようにございまして、はなはだしいのは、通産事務次官がかつては暴言も吐いておるわけですが、そういう生糸を原料とした織物にまで至る中間の各過程が非常に複雑で、結局中間の経費が六七%近くも占めてしまふ。農産物の方は四一%だ、こういうことについてはお考えですか。

○二瓶政府委員 最終絹製品価格に占めます生糸代、これは製品の種類等によつて大きく異なるわけでございますが、高級な振りで二・五%程度、小紋では一五%程度というわけでございます。その際に絹製品の流通経費、繭売り問屋と小売マージンでもって流通経費を見ますと、振りで、小紋とも五〇%程度は確かに占めておるわけでございます。もちろん生糸の段階におきましても生産の合理化、品質の改善に努力する必要があるとは考えますけれども、御指摘のように絹織物の生産、流通の段階におきましても、生産体制の整備なり取引慣行の合理化等改善すべき課題が多あると思つております。したがいまして所管省の通商産業省との連携を密にして、この合理化といひますかそういう面を図ることが必要である、かように考へております。

○林(百)委員 大臣、大筋は大体お聞きのとおりなんです。私たちが蚕糸事業団のことも心配はしておりますけれども、基準生糸の値段というのはいくら繭価に響いてきますからね。来年度の基準糸価は、大臣、二十八日に審議会へ諮問なさるのでしよう。そういう場合にまさかことは去年より下げて諮問するということはないでしょうな。

○龜岡國務大臣 計算をいたしておりますので、これからそれらを十分検討をいたしまして審議会に諮問をいたしまして決定をしていきたい。いまここで私がどうかこうとかという結論を先に言つてしまつたのでは審議会からおしかりを受けますので、この辺の発言は慎重にさせていただきます。かねればならぬということをお断りしたいと思ふわけでございます。

○林(百)委員 そういう中で外国の生糸が入ってくるというところで、外国の生糸あるいは生糸のまがい品ですね、青竹と言つておられますが、こういうものの輸入に對して、通産省も農林省と協力をいたしまして事前の許可とかあるいは事前確認だとか、原産地証明が必要だとか、いろいろの措置を講じておるのですが、実はこれに對する脱法行為がしばしば行われておりますので、この実情をちよつとお聞きしたいと思ふわけなんです。

○末木説明員 御説明いたします。御指摘の、昨年七月にフィリピンから輸入された絹織物は、数量は十二万平方メートル、輸入者は東京の銀座に所在します日本パイルハック株式会社でございます。

○林(百)委員 これはいよいよ青竹で、管理令あるいは外為等にも違反しておると思うのですけれども、いよいよ青竹で脱法的なものが入つてきたわけなんです。フィリピンとの関係はどうなつていいますか。

○末木説明員 絹織物の法規制との関係で申しますと、現在ちよつと制度が変わつておりますが、當時は、フィリピンから絹織物を輸入する場合には、外国為替及び外国貿易管理法に基づく輸入貿易管理令によりまして原産地証明書を提示することが義務づけられておりました。この織物は原産地証明書を提示して輸入されたわけでございます。そういう制度をとつていました理由は、先生御承知のとおり、日本に對する最大の絹織物の供給国でございます中国の絹織物が、これは二国間の話し合ひで数量制限しておりますので、別の国を迂回して入ってくることを防止するという意味で、本当にフィリピンのものであるかどうかを確認するといふ趣旨であつたわけでございます。

○林(百)委員 ところがその後、本件が御指摘のようなわけである青竹、つまり本当は中国でつくられたものである、フィリピン産を擬装したもので、そういう青竹であるという疑いが生じたものですから、調査をいたしました結果、フィリピンから発行されたと言つております原産地証明書は、実は偽造されたものであるという疑いが濃厚になってきておりまして、現在最終的な調査を急いでいる段階でございます。もしそういうことであれば、これは法律違反の問題が生じてまいります。

○林(百)委員 パイルハック社の社長は白井利八さんですか。

○末木説明員 社長は白井利八という方でございます。

○林(百)委員 これは自民党のある議員の秘書をやつていた方だといふことがもつぱらうわさされていふわけなんです、名譽に關することなのでここで断言はしません。そういうことを通産省に聞

いても通産省はお答えにくいと思ひますから、私の方で尋つておきます。

それから、これは七月ですが、十月に今度はスペインから百三十七万平方メートルの青竹が入つてきた事実がございまして、そういう事実がありますか。

○末木説明員 御指摘のとおり、昨年十月に約百三十七万平方メートルの絹織物がスペインのものとして輸入されましたが、実は中国産の青竹であるという疑いがございまして、調査中でございます。

○林(百)委員 これは結局青竹ですから糸になり得るので、事前許可ですか、それとも事前確認ですか、あるいは原産地証明が必要なんですか。もし、そういう生糸だとすれば、糸を擬装して入つてきたとすれば、何が必要になつてきますか。

○末木説明員 先生誤解をなさつていらつしやると思ひますが、これは織物でございます。和服の裏地にする、日本で言えば羽二重に当たるような生地でございます。

法規制との関係でございますが、中国産の織物でございますと、事前に通産大臣の許可が必要になつております。ですから、これがもし青竹、つまり本当の原産地が中国でございますと、通産大臣の許可をとらなければならぬわけですが、本件について許可を与えたことはございませぬので、したがつて違反の疑い、法律違反の疑いがあると申し上げたわけでございます。

○林(百)委員 私はこれは生糸になると思つていたわけですが、あなたは織物だと言ひながら、しかも中国のものといふのは、そういう疑いがあるのですか。それは確認できるわけなんです。中国物ですか、許可を得なければいけません。すね、二国間協定がありますから。

○末木説明員 ただいま申し上げましたように、中国産の絹織物でございますと許可が必要なんです。しかし本件は許可をとつておりません。そういう意味で、もし中国産といふことが最終的に確認されれば、許可を得ないで輸入をしたという意味で外為法の違反になるわけでございます。

○林(百)委員 そういふ疑いを持って、管理令に違反しているあるいは外為法に違反しているという事で、通産省も独自の調査をしているのではありませんか、これは。

それともう一つは、この会社が入れたのですか。

○末木説明員 この件につきましては、国内におきましてはその輸入をした会社、これは有楽町にありましてニッタン株式会社です。この辺を中心にしていろいろ調査をいたしまして、また一方、スペインから積み出されたということになっておるものですから、外交ルートを通じてスペイン側の事情も調査をあわせていたしております。そのような調査はまだ現在続行中でございますけれども、現在までのところ、スペインから実は船積みをしていないということが確認をされております。

○林(百)委員 輸入した商社はどこで、そこは、実際に自分が輸入したと言っているのですか、あるいは名義だけ貸してやったので、実はここだと言っているのですか、どのような関係ですか。

○末木説明員 税関等への正式な手続に出ております輸入の名義人はニッタン株式会社でございますが、私どもの調査に對しましては、同社の社長は、実は私は名義を貸しただけであって、別の人がある輸入者であるという申し立てを行っております。それでは、その名義を借りたとしておる人はどうかということでございますが、名義を借りたということは認めておりますけれども、両者の言いが必ずしも一致してはおりませんものでありますから、いま詳しい事情をさらに追及をいたしております。

恐らく先生商社とおっしゃいましたのは、その後の国内をおっしゃったのかと思いますが、輸入されました後、国内の絹織物を取り扱う商社、問屋さんを通じて販売されたわけでございますが、この輸入が仮に法律違反の行為であったとしたとしても、国内の取引は、現在の法制上、国内で売買することは何ら問題がないということになっ

ております。

○林(百)委員 それでは、国内でそういう不法に入ってきた絹織物あるいは青竹を取り締まることはできないと言ふならば、たとえばその生糸を回収するとかあるいは絹織物を回収するとか、そういう措置はとれないわけですか。それはもう市場へ流れてしまふわけですね。それが日本の生糸事情を抑制することになるのじゃないでしょうか。

○末木説明員 ただいま国内取引は法律上は問題ないと申し上げましたが、御指摘のとおりかなり

の大量なものが市場に出回ることによりまして国産品の売れ行きが鈍るというような形で実際に悪影響を及ぼしたわけでございます。これは昨年の十一月ごろのことでございます。

そこで、これは法律上の措置ではございません

が、これを取り扱った何社かの問屋さんあるいは商社に對しまして、業界の混乱を防ぐという意味において極力その販売を慎む、すでに売ったものは売り先から買い戻して、仕入れ先に売り戻すという形の協力をしてくれないかというふうに要請をいたしました結果、今日まである程度の品物の回収が行われております。ことしに入りましてからは、この品物と競合するような真地用の絹織物の市況も幾分好転してきております。

○林(百)委員 これを輸入したのは先ほどあなたもおっしゃる通りにニッタン株式会社ですが、ニッタンでは名義を貸しただけで、実際は七月、フイリピン製の青竹を入れたバイルハック社だ、要するにバイルハック社は常習になっているわけですね。そしてこのルートも、国会ですから言いますと、たとえば平井産業、牛田織物株式会社、松村ルートそれから蝶理ルート、もう一つ今度のはルートというのがある。それで平井産業には資本的にグンゼ産業が後ろについている。こういうこともあって、流通ルートも大体固定している。四ルートプラス一つのルート、こういう事実はあります。それからバイルハックから三三三ジャパンへ来て、三三三ジャパンから五つのルートが流れていく。それで三三三ジャパンには韓

国の銀行の東京支店、韓国第一銀行東京支店が金融をしている、こういう事実は通産省では御存じですか。

○末木説明員 輸入されました後の国内の流通のルートということでございますが、フイリピンのときは十二万平方メートルで、スペインのときは百三十七万平方メートルでございます。量的にかなり違うということもございまして、必ずしも固定されたルートで繰り返して通ったというわけではございません。それから、いま先生何とかルートというふうに名前を挙げておっしゃいました

が、そういった会社が取り扱っているということ、は事実でございますけれども、私どもはこれがいわゆる青竹のためのルートという認識はいたしております。

○林(百)委員 外為違反になりますと、これは刑事罰で三年以下の懲役、百万円の罰金、しかしその目的物の価格の三倍が百万を超える場合は当該価格の三倍だといふ事から、本件の場合、スペインから来たものは二十八億二千万円ということになるわけですが、これは警察も来てもらっているが、警察も捜査に入っておりますか。入っていただければ、警察も捜査の範囲のことを言ってみてくださ

い。

○内田説明員 現在私の方の段階といたしましては、いま通産省の方からお話ありましたように七月と十月の事実があるということは承知をしております。そしてそれぞれについてそれぞれの所管官庁で調査中であるということ、調査について連絡を受けておるといふ段階でございます。

○林(百)委員 通産省にお聞きしますが、いま回収していると言いましたが、回収した絹織物はさらにどう処置していく考えですか。

○末木説明員 繰り返して大変恐縮でございますが、国内での取り扱いについては全く違法性の問題がございせん。法律違反という問題がございせん。あくまでこれはマーケットに対する一時的な急激な悪影響を取り除くというところからスタートしたわけでございます。現在のところでは

は、まだ少しでも多く回収をしてマーケットに出回らないようにということで関係者に協力を引き続き呼びかけている段階でございます。全体の終了を待ちまして取り扱いを決めたいと思っておりますが、ただいま申し上げたような趣旨で始めたことでございますから、最後の処理もあくまでもその趣旨に沿った形の結論を出したいと考えております。いましばらくお時間をいただきたいと思います。

○林(百)委員 大臣、通産省としてはいろいろ抵抗があったと思いますが、これだけのことをしているわけですね。たとえば日本の自動車は安くアメリカへ入るといふのでアメリカではああいうような世論を起して、保護貿易にまではいかないというレガランも言っているわけですが、外務大臣が行ったり、総理がこれから行つてどういふことになるかわかりませんが、どここの国でも、その国の産業がぶれそうになっているのに外国のものの方が安く入ってくるから仕方がないのだといつて放置しているという法はないわけですね。ことに政治としてはそういうことはできないわけなんですね。

そういう意味で、事業団が売る機会がないとかあるいは十四万俵抱えているとか、そういうようなことはあつても、かつては輸出の大宗の生糸の生産国であつた日本、その末端には多くの貧しい農民がいるわけですから、この価格をある程度維持していくということについては日本の農林大臣とあつては努力すべきじゃないですか。にやにやとして、諮問はどうも基準価格を来年度は下げざるを得ませんというように日本での生糸業や繭の生産農家を破滅に陥れるようなことを、まさか亀岡さんがやるとは思いませんが、どんなものでしょうか。

○亀岡国務大臣 林委員誤解されておると思うのですが、生糸系、絹織物、絹糸に關して、生糸は一元輸入しておるわけでありまして、そのほかの絹製品も全部これは貿易管理令で規制をいたしておるわけでございます。いま自由貿易の国際関係

の中で、福田さんが内閣総理大臣のときに決意をされて、伝統産業である絹産業、養蚕業を健全に育成をしていこうということでの決意をされて、そして質管令が施行されて、その質管令によってたまたま通産省からあるいは大蔵省関税局の方から御説明のあったような処置を各省がとっておるわけでありませう。

したがって、私は、ほかの農林水産物等と比べればこの養蚕業を守る生糸を中心とした価格安定の措置というものは、これ以上守られているわけではないというほど国会から法的措置を講じていただいております。こういうことであると理解をいたしております。したがって、でき得べくんば養蚕農家の手取りをふやしなから、そうしてこの養蚕、製糸、絹業を進展せしめていくというふうな持っていくというところで、今日まで各位の御協力によって努力をしてきているわけでありませう。

しかるところ去年、おとし二年間、生糸の相場は全く張りついてその高下がございませう。したがって、実需の放出もまた生糸の放出もできないということである一方で、事業団に十四万五千俵という膨大な生糸在庫を有するに至っておるといふこの現実も私どもとしては見逃すわけにはまいりませう。これらを放置をいたしまして、そうして、上げればいい、据え置けばいいというものでいって果たして将来に明るい見通しを持つことができるのかというところを、やはり深刻に厳しく、私は私なりに考えておるわけでございます。したがって、このような事態の中でどういふふうな持っていくべき最良、何となく一致協力してまいりませうと絹の需要も向上してまいりませうので、そういう意味においてどういふふうな処置すれば一番いいのかということをお聞きしながら最終的な結論を出すための努力をさせていただきます。こういうことであるわけでございますから、どうぞひとつ、養蚕に特に熱心な林委員でありますから、養蚕業の実態もよ

くおわかりになっておられるわけでありませうし、その辺のところは十分ひとつ、伸びんと欲せば屈しなくちやならぬときもあるじやないかというふうな感じも、私は本気になって心の底からそんな気持ちも実は持つておることを申し上げまして、お答えをいたします。

○林(目)委員 では時間が参りましたので……。

○田邊委員長 ちよつと速記をとめてください。

○田邊委員長 速記を始めてください。

○田邊委員長 この際、竹内猛君外四名から、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合及び日本共産党の共同提案に係る養蚕業の振興に関する件について決議すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。竹内猛君。○竹内(猛)委員 私は、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合及び日本共産党を代表して、養蚕業の振興に関する決議案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

養蚕業の振興に関する件(案)

最近における絹需要の減退、糸価の低迷及び生糸・絹製品の強い輸入圧力等を背景として、わが国の伝統的産業である養蚕業及び絹業は、極めて厳しい事態に直面している。

よつて政府は、養蚕業及び絹業一体となつた安定的発展を期するため、生糸の一元輸入措置を含む生糸・絹製品の実効ある輸入調整措置及び絹製品の需要の拡大策を講じつつ、現行の絹糸価格安定法に基づく価格安定機能を堅持するとともに、五十六生糸年度に適用する基準糸価を適正に決定し、併せて効率的な衛生産体制の整備に努め、資合性ある対策を総合的に講ずるべきである。

右決議する。

以上の決議案の趣旨につきましては、質疑の過

程等を通じてすでに各位の十分御承知のところと思ひますので、説明は省略させていただきます。何とぞ全員の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○田邊委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

本動議に対し、別に発言の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

竹内猛君外四名提出の動議のごとく決するに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田邊委員長 御異議なしと認めます。よつて、本動議のごとく決しました。

この際、ただいまの決議に関し、農林水産大臣から発言を求められておりますので、これを許します。亀岡農林水産大臣。

○亀岡農林水産大臣 ただいまの御決議につきまして、その趣旨に従ひ、最近のわが国養蚕業をめぐる厳しい情勢を踏まえつつ、十分検討いたしてまいる所存であります。

○田邊委員長 次に、津島雄二君外四名から、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合及び日本共産党の共同提案に係る畜産物価格等に関する件について決議すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。津島雄二君。○津島委員 私は、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合及び日本共産党を代表して、畜産物価格等に関する決議案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

畜産物価格等に関する件(案)

政府は当面する昭和五十六年度加工原料乳保証価格及び豚肉、牛肉の安定基準価格等の決定並びに畜産行政の運営に当たっては、左記事項の実現に努め、酪農経営の維持、畜産の安定的発展に万遺憾なきを期すべきである。

記

一 加工原料乳保証価格については、昭和五十二年以来据え置かれていた実情を配慮し、また生産者の二ヶ年にわたる生産調整の経緯、飼料価格の高騰など生産資材費の上昇が経営収支に及ぼした影響及び最近における牛乳・乳製品の需給事情等を考慮し、生乳の再生産を確保することを旨として適正に決定すること。

二 五十六年度の加工原料乳限度数量は前年度の状況をふまえ、適正に決定すること。

三 豚肉、牛肉の安定基準価格等については、労賃及び飼料等生産資材費の上昇等をおりこみ、適正な水準で決定すること。

またこれとあわせ、養蚕価格安定制度等の適切な運用により畜産経営の安定を図ること。

四 酪農畜産農家の固定化負債の解消を図るため、実情調査の上、適切な経営安定対策を講ずること。

五 牛乳・乳製品の消費拡大を図るため、学校給食等を更に一層促進するとともに需要の拡大を推進すること。

また、国産乳製品の開発、普及に努めること。

六 調製食用油脂等偽装乳製品の輸入については、早急に実効ある抑制に努めること。

また、食肉の輸入については国内生産に悪影響を与えることのないよう輸入割当及び関税制度等の適切な運用を行うこと。

七 乳製品の過剰在庫が市況を圧迫している現状にかんがみ、畜産振興事業団及び民間在庫の解消を図る各種の施策を検討すること。

八 食肉流通の合理化を図るため、産地食肉セクターの充実等を一層促進するほか、産直方式の促進、部分肉セクターの有効活用、食肉小売価格の適正化のための施策を充実すること。

九 配合飼料価格の大幅な値上げに伴う農家負担の軽減を図るため、異常基金の充実を含む

め、配合飼料価格安定基金と備蓄制度の充実を図ること。

十 飼料の国内自給度の向上を図るため、未利用山林原野等の畜産的利用と草地造成の促進を図る各種施策を充実すること。

また、水田利用再編対策等に關連して、粗飼料の生産増強とその有効利用を図る体制を整備するとともに、えさ米の実用化のための試験・研究を推進すること。

以上の決議案の趣旨につきましては、質疑の過程等を通じて各位の十分御承知のところでございますので、説明は省略させていただきます。

何とぞ全員の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○田邊委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

本動議に対し、別に発言の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

津島雄二君外四名提出の動議のごとく決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田邊委員長 御異議なしと認めます。よって、本動議のごとく決しました。

この際、ただいまの決議に關し、農林水産大臣から発言を求められておりますので、これを許します。亀岡農林水産大臣。

○亀岡國務大臣 ただいまの御決議につきまして、その趣旨に従い、最近のわが国畜産をめぐる厳しい情勢を踏まえつつ、十分検討いたしてまい

る所存であります。

○田邊委員長 ただいまの両決議について、議長に対する報告及び関係当局への参考送付等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田邊委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう取り計らいます。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時十一分散会

蚕糸砂糖類価格安定事業団法案

蚕糸砂糖類価格安定事業団法

目次

第一章 総則(第一条—第十三条)

第二章 役員等(第十四条—第二十七条)

第三章 業務(第二十八条—第三十条)

第四章 財務及び会計(第三十一条—第四十二条)

第五章 監督(第四十三条—第四十四条)

第六章 雑則(第四十五条—第四十六条)

第七章 罰則(第四十七条—第五十条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 蚕糸砂糖類価格安定事業団は、繭及び生糸の価格について、安定価格帯を超える異常な変動の防止及び安定価格帯の相当水準における価格の安定に必要な業務を行い、もつて蚕糸業の経営の安定に資すること並びに輸入に係る砂糖の価格調整並びに国内産糖及び国内産ぶどう糖の価格支持に必要な業務を行い、もつて国内産糖及び国内産ぶどう糖に係る関連産業の健全な発展と甘味資源作物及び国内産でん粉の原料作物に係る農業者所得の確保並びに国民生活の安定に寄与することを目的とする。

(法人格)

第二条 蚕糸砂糖類価格安定事業団(以下「事業団」という。)は、法人とする。

(事務所)

第三条 事業団は、主たる事務所を東京都に置く。

2 事業団は、農林水産大臣の認可を受けて、必

要な地に從たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第四条 事業団の資本金は、附則第六条第四項の規定により出資があつたものとされた金額とする。

2 事業団は、必要があるときは、農林水産大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3 政府は、前項の規定により事業団がその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、事業団に出資することができる。

(出資)

第五条 次に掲げる者は、事業団に出資することができる。

一 養蚕業者が直接又は間接の構成員となつて

いる農業協同組合又は農業協同組合連合会

二 製糸業者製糸業法(昭和七年法律第二十九号)第二条第一項の規定により免許を受けた者その他農林水産省令で定める者に限る。次号において同じ。

三 製糸業者が直接又は間接の構成員となつて

いる商工組合、商工組合連合会又は農林水産省令で定めるその他の法人

第六条 事業団に出資する者は、出資の払込みについて、相殺をもつて事業団に対抗することができない。

(出資証券)

第七条 事業団は、出資に対し出資証券を発行する。

2 出資証券は、記名式とする。

3 前項に規定するもののほか、出資証券に關し必要な事項は、政令で定める。

(持分の払戻し等の禁止)

第八条 事業団は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2 事業団は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

(出資者たる地位の喪失)

第九条 政府以外の出資者以下単に「出資者」と

いう。は、その持分の全部の譲渡によつてのみ出資者たる地位を失うことができる。

(持分の譲渡)

第十条 出資者は、事業団の承認を得なければ、その持分を譲渡することができない。

2 第五条各号に掲げる者でなければ、出資者の持分の譲渡を受けることができない。

3 出資者の持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する。

(登記)

第十一条 事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第十二条 事業団でない者は、蚕糸砂糖類価格安定事業団という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第十三条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条及び第五十条の規定は、事業団について準用する。

第二章 役員等

第十四条 事業団に、役員として、理事長一人、副理事長一人、理事六人以内及び監事一人を置く。

2 事業団に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事三人以内を置くことができる。

(役員職務及び権限)

第十五条 理事長は、事業団を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、事業団を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して事業団の業務を掌理

し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行ふ。

4 監事は、事業団の業務を監督する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は農林水産大臣に意見を提出することができる。

(役員等の任命)

第十六条 理事長及び監事は、農林水産大臣が任命する。

2 副理事長及び理事は、農林水産大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

(役員等の任期)

第十七条 役員等の任期は、三年とする。ただし、補欠の役員等の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員等の欠格事項)

第十八条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く）は、役員となることができない。

(役員等の解任)

第十九条 農林水産大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 農林水産大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するときは、その他役員たるに不適しいと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

(役員等の兼職禁止)

第二十条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、非常勤の理事にあつては、農林水

産大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第二十一条 事業団と理事長又は副理事長との利益が相反する事項については、理事長及び副理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が事業団を代表する。

(代理人の選任)

第二十二条 理事長及び副理事長は、理事又は事業団の職員のうちから、事業団の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員等の任命)

第二十三条 事業団の職員は、理事長が任命する。

(運営審議会)

第二十四条 事業団に、運営審議会を置く。

2 運営審議会は、理事長の諮問に応じ、事業団の業務の運営に関する重要事項を調査審議する。

3 運営審議会は、前項の事項に関し、理事長に意見を述べることができる。

第二十五条 運営審議会は、委員三十人以内で組織する。

2 委員は、事業団の業務に関し学識経験を有する者のうちから、農林水産大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。

4 第十七条第一項ただし書及び第二項並びに第十九条第二項及び第三項の規定は、委員について準用する。

(役員等の秘密保持義務)

第二十六条 事業団の役員若しくは職員若しくは運営審議会の委員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関し知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(役員及び職員等の公務員たる性質)

第二十七条 事業団の役員及び職員は、刑法（明

治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

(業務の範囲)

第二十八条 事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行ふ。

一 蘭糸価格安定法（昭和二十六年法律第三百十号）の規定による価格安定措置の実施に必要な次の業務を行ふこと。

イ 生糸の買入れ、売戻し及び売渡しを行うこと（ハ又はニの業務に該当するものを除く）。

ロ 蘭の保管に要する経費の助成、その保管に係る蘭の買入れ及びその買入れに係る蘭の売渡し、加工又は生糸との交換を行うこと。

ハ 委託を受けて、乾繭を売り渡し、加工し、又は生糸と交換すること及びその加工又は交換に係る生糸を当該委託をした者からの委託を受けて売り渡すこと。

ニ 外国産の生糸、蘭又は蘭短繊維の輸入、蘭糸価格安定法第十二条の十三の三第一項に規定する輸入生糸又は同法第十二条の十三の五に規定する輸入蘭等の売渡し又は買換え及び外国産の繭（買換えにより保有する繭を含む）の加工又は生糸との交換を行うこと。

ホ イからニまでの業務に伴う生糸、繭又は蘭短繊維の保管を行うこと。

二 砂糖の価格安定等に関する法律（昭和四十年法律第九号）の規定により次の業務を行うこと。

イ 輸入に係る指定糖の買入れ及び売戻しを行うこと。

ロ 国内産糖及び国内産ぶどう糖の買入れ及び売戻しを行うこと。

三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

事業団は、前項の規定により行う業務のほ

か、あらかじめ農林水産大臣の認可を受けて、第三十六条第一項に規定する蚕糸振興資金を財源として、繭又は生糸の生産又は流通の合理化を図るための事業その他蚕糸業の振興に資するのための事業で農林水産省令で定めるものについてその経費を補助し又は当該事業に出資する業務及びこれに附帯する業務を行うことができる。

3 事業団は、前二項の規定により行う業務の遂行に支障のない範囲内で、あらかじめ農林水産大臣の認可を受けて、生糸の流通の円滑化を図るための生糸の買入れ、保管及び売渡しの業務並びにこれに附帯する業務を行うことができる。

(業務の委託)

第二十九条 事業団は、前条第一項第一号ニの外国産の生糸、繭又は蘭短繊維の輸入に関する業務の一部を輸入業者に委託することができる。

(業務方法書)

第三十条 事業団は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、農林水産省令で定める。

3 事業団は、第一項の規定により農林水産大臣の認可を受けたときは、遅滞なく、その認可に係る業務方法書を出資者に送付しなければならない。

第四章 財務及び会計

(区分経理)

第三十一条 事業団は、次の各号に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第二十八条第一項第一号イの業務（蘭糸価格安定法第二章の規定による生糸の買入れ及び売渡しに係るものに限る。）及び同号ロの業務並びにこれらに伴う同号ホの業務並びにこれらに附帯する業務

第一類第八号 農林水産委員会議録第六号 昭和五十六年三月二十六日

二九

二 第二十八條第一項第一号の業務（前号の業務に該当するものを除く。）及びこれに附帯する業務並びに同条第二項及び第三項に規定する業務

三 第二十八條第一項第二号の業務及びこれに附帯する業務

2 次の各号に掲げる金額に係る経理は、それぞれ当該各号に定める勘定において行うものとする。

一 附則第六條第四項の規定により事業団に出資があつたものとされた金額のうち、同条第一項の規定による承継の際改正前の前号価格安定法第十二条の四十三第二項の規定により同条第一項各号の業務に係る勘定において経理を行つてゐる金額 前項第一号の業務に係る勘定

二 附則第六條第四項の規定により事業団に出資があつたものとされた金額（前号の金額を除く。）及び第五條に規定する者が出資する金額 前項第二号の業務に係る勘定

（事業年度）

第三十二條 事業団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

（事業計画等の認可）

第三十三條 事業団は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 事業団は、第三十一條第一項第二号の業務に係る勘定に前項の認可を受けたときは、遅滞なく、その認可に係る事業計画、予算及び資金計画に関する書類を出資者に送付しなければならない。

（財務諸表）

第三十四條 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、農林水産大臣に提出して

その承認を受けるとともに、第三十一條第一項第二号の業務に係る勘定に係る財務諸表を出資者に送付しなければならない。

2 事業団は、前項の規定により財務諸表を農林水産大臣に提出し又は出資者に送付するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見を付けなければならない。

（利益及び損失の処理）

第三十五條 事業団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 事業団は、毎事業年度、前二項の規定により整理をしたとすれば、第三十一條第一項第一号の業務に係る勘定及び同項第二号の業務に係る勘定のうち、一の勘定に前項の規定による繰越欠損金があり他の勘定に第一項の規定による積立金があることとなる場合において、当該繰越欠損金があることとなる勘定において経理される業務の円滑な運営を図るため特に必要があると認められるときは、前二項の規定にかかわらず、農林水産大臣の承認を受けて、当該繰越欠損金となるべき欠損金をうめるため、当該勘定に、当該積立金があることとなる勘定からその積立金となるべき金額の全部又は一部を当該積立金となるべき金額を減額して繰り入れることができる。

（蚕糸業振興資金）

第三十六條 事業団は、第三十一條第一項第二号の業務に係る勘定に、蚕糸業振興資金を置くことができる。

2 事業団は、蚕糸業振興資金に係る経理については、第三十一條第一項第二号の業務に係る勘定における他の経理と区分して整理しなければならない。

3 事業団は、第三十一條第一項第二号の業務に係る勘定において前条第一項に規定する残余の額（同条第三項の規定により第三十一條第一項第一号の業務に係る勘定に同項第二号の業務に係る勘定から繰り入れる場合においては、その繰り入れる額を当該残余の額から差し引いて得た額。以下同じ。）があるときは、前条第一項の規定にかかわらず、その残余の額に政令で定める割合を乗じて得た額を超えない額を蚕糸業振興資金に充てることができる。

4 蚕糸業振興資金の運用によつて生じた利子その他当該資金の運用又は使用に伴い生ずる収入は、蚕糸業振興資金に充てるとする。

5 蚕糸業振興資金は、第四十條の規定により運用する場合のほか、第二十八條第二項に規定する業務に必要な経費に充てる場合に限り、運用し、又は使用することができる。

（糖価安定資金）

第三十七條 事業団は、第三十一條第一項第三号の業務に係る勘定に、糖価安定資金を置くものとする。

2 事業団は、糖価安定資金に係る経理については、第三十一條第一項第三号の業務に係る勘定における他の経理と区分して整理しなければならない。

3 事業団は、砂糖の価格安定等に関する法律第五條第一項の規定による売戻し及び同法第九条第一項の規定による売戻しに規定する売戻しの価格により売戻しがされるものについての当該売戻しの対価と当該売戻しの対価との差額中当該売戻しの価格と安定下限価格（同号ロの安定下限価格をいう。）との差額に係る部分を糖価安定資金に充てるものとする。

4 糖価安定資金の運用によつて生じた利子その他当該資金の運用又は使用に伴い生ずる収入は、糖価安定資金に充てるとする。

5 糖価安定資金は、第四十條の規定により運用する場合のほか、砂糖の価格安定等に関する法律第六條第二項の規定による買入れ及び当該買入れに係る指定糖についての同法第九条第一項の規定による売戻しの業務に要する費用（同法第五條第一項の規定による売戻し及び当該売戻しに係る指定糖についての同法第九条第一項の規定による売戻しに係る事業団の事務に要する費用のうち政令で定めるものを含む。）に充てる場合に限り、運用し、又は使用することができる。

（借入金）

第三十八條 事業団は、農林水産大臣の認可を受けて、長期借入金又は短期借入金をすることができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、農林水産大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三條の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、事業団が第三十一條第一項第一号の業務に係る勘定の負担においてする第一項の長期借入金又は短期借入金に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二條第一項の規定に基づき政府が保証契約をすることができ得る債務を除く。）について保証をすることができ得る。

（交付金の交付）

第三十九條 政府は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、事業団に対し、砂糖

他当該資金の運用又は使用に伴い生ずる収入は、糖価安定資金に充てるとする。

5 糖価安定資金は、第四十條の規定により運用する場合のほか、砂糖の価格安定等に関する法律第六條第二項の規定による買入れ及び当該買入れに係る指定糖についての同法第九条第一項の規定による売戻しの業務に要する費用（同法第五條第一項の規定による売戻し及び当該売戻しに係る指定糖についての同法第九条第一項の規定による売戻しに係る事業団の事務に要する費用のうち政令で定めるものを含む。）に充てる場合に限り、運用し、又は使用することができる。

（借入金）

第三十八條 事業団は、農林水産大臣の認可を受けて、長期借入金又は短期借入金をすることができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、農林水産大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三條の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、事業団が第三十一條第一項第一号の業務に係る勘定の負担においてする第一項の長期借入金又は短期借入金に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二條第一項の規定に基づき政府が保証契約をすることができ得る債務を除く。）について保証をすることができ得る。

（交付金の交付）

第三十九條 政府は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、事業団に対し、砂糖

の価格安定等に関する法律の規定による国内産糖及び国内産ぶどう糖の買入れ及び売戻しの対価の差額（国内産糖又は国内産ぶどう糖について同法第二十四条第一項（同法附則第三条第七項において準用する場合を含む。）又は同法第二十九条第一項（同法附則第四条第七項において準用する場合を含む。）の規定により定められる事業団の売戻しの価格が政令で定めるところにより同法第三条第三項に規定する国内産糖合理化目標価格を国内産糖又は国内産ぶどう糖の事業団に対する売渡しの価格に換算した額に満たない額である場合には、当該売戻しの価格と当該換算した額との差額に係る部分を除く。）に相当する金額を交付するものとする。

（余剰金の運用）

第四十条 事業団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余剰金を運用してはならない。

- 一 国債その他農林水産大臣の指定する有価証券の取得
- 二 銀行、農林中央金庫その他農林水産大臣の指定する金融機関への預金
- 三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

（給与及び退職手当の支給の基準）
第四十一条 事業団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、農林水産大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（農林水産省令への委任）
第四十二条 この法律及びこの法律に基づく政令に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に關し必要な事項は、農林水産省令で定める。

第五章 監督
（監督）
第四十三条 事業団は、農林水産大臣が監督する。

2 農林水産大臣は、この法律、勅令価格安定法

又は砂糖の価格安定等に関する法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対し、その業務に關し監督上必要な命令をすることができ。

（報告及び検査）

第四十四条 農林水産大臣は、この法律、勅令価格安定法又は砂糖の価格安定等に関する法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団若しくは第二十九条の規定により委託を受けた者以下「受託者」という。）に対し、その業務に關し報告をさせ、又はその職員に、事業団若しくは受託者の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。ただし、受託者に対しては、当該委託業務の範囲内に限る。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 雑則

（解散）
第四十五条 事業団の解散については、別に法律で定める。

（大蔵大臣との協議）
第四十六条 農林水産大臣は、次に掲げる場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

- 一 第四條第二項、第二十八條第二項若しくは第三項、第三十條第一項、第三十三條第一項又は第三十八條第一項若しくは第二項ただし書の規定による認可をしようとするとき。
- 二 第三十條第二項又は第四十二條の規定により農林水産省令を定めようとするとき。
- 三 第三十四條第一項、第三十五條第三項又は第四十一條の規定による承認をしようとするとき。

四 第四十條第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

第七章 罰則

第四十七条 第二十六條の規定に違反して、その職務に關して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第四十八條 第四十四條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした事業団又は受託者の役員又は職員は、十万円以下の罰金に処する。

第四十九條 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした事業団の役員は、十万円以下の過料に処する。

- 一 この法律により農林水産大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。
- 二 この法律により出資者に書類の送付をしなければならない場合において、その書類の送付をしなかったとき。
- 三 第八條第一項の規定に違反して、出資者の持分を払い戻したとき。
- 四 第八條第二項の規定に違反して、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。
- 五 第十一條第一項の規定に違反して、登記することを怠つたとき。
- 六 第二十八條に規定する業務以外の業務を行つたとき。
- 七 第三十六條第五項の規定に違反して、蚕糸業振興資金を運用し、又は使用したとき。
- 八 第三十七條第五項の規定に違反して、糖価安定資金を運用し、又は使用したとき。
- 九 第四十條の規定に違反して、業務上の余剰金を運用したとき。
- 十 第四十三條第二項の規定による農林水産大臣の命令に違反したとき。

第五十條 第十二條の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十五條から第二十九條までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（事業団の設立）

第二条 農林水産大臣は、事業団の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、事業団の成立の時に於いて、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第三条 農林水産大臣は、設立委員を命じて、事業団の設立に關する事務を処理させる。

2 設立委員は、事業団の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第四條 附則第二條第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第二項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五條 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

（日本蚕糸事業団の解散等）
第六條 日本蚕糸事業団は、事業団の成立の時に於いて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において事業団が承継する。

2 日本蚕糸事業団の昭和五十六年四月一日に始まる事業年度は、日本蚕糸事業団の解散の日の前日に終わるものとする。

3 日本蚕糸事業団の昭和五十六年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

「第四章
第一節
第二節
第三節
第四節
第五節
第六章

總則第十二條の十四、第
役員等第十二條の二十、
財務及び會計第十四條の
監督第十二條の五十二、
権則第十三條の五十四、
補則第十三條第十六條の
罰則第十三條第十九條の

三十年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「糖価安定事業団」を「蚕糸砂糖類価格安定事業団」に改め、「日本蚕糸事業団」を削る。

(所得税法の一部改正)

第二十六条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中財団法人(民法第三十四条(公益法人の設立)の規定により設立されたものに限る。)の項の次に次のように加え、糖価安定事業団の項及び日本蚕糸事業団の項を削る。

蚕糸砂糖類価格安定事業団 第 号)	蚕糸砂糖類価格安定事業団 第 号)
----------------------	----------------------

(法人税法の一部改正)

第二十七条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中財団法人(民法第三十四条(公益法人の設立)の規定により設立されたものに限る。)の項の次に次のように加え、糖価安定事業団の項及び日本蚕糸事業団の項を削る。

蚕糸砂糖類価格安定事業団 第 号)	蚕糸砂糖類価格安定事業団 第 号)
----------------------	----------------------

(地方税法の一部改正)

第二十八条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第七号中「糖価安定事業団、日本蚕糸事業団」を「蚕糸砂糖類価格安定事業団」に改める。

(農林水産省設置法の一部改正)

第二十九条 農林水産省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項第十三号を次のように改める。

十三 蚕糸砂糖類価格安定事業団の指導監督(砂糖及びぶどう糖に関する業務に関するものを除く。)を行うこと。
第十二条第十六号を次のように改める。
十六 蚕糸砂糖類価格安定事業団の指導監督(砂糖及びぶどう糖に関する業務に関するものに限る。)を行うこと。

理 由

特殊法人の整理合理化を図るため、日本蚕糸事業団及び糖価安定事業団を解散し、蚕糸砂糖類価格安定事業団を設立し、繭及び生糸の価格についての安定価格帯を超える異常な変動の防止及び安定価格帯の相当な水準における価格の安定に必要な業務並びに輸入に係る砂糖の価格調整並びに国内産糖及び国内産ぶどう糖の価格支持に必要な業務を行わせる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。